

充実した総合法律支援を実施するための
方策についての有識者検討会
第1回会議
議事録

第1 日 時 平成26年3月18日（火） 自 午後3時00分
至 午後5時39分

第2 場 所 法曹会館高砂の間

第3 議 題 (1) 民事法律扶助業務に係る高齢者・障害者に対する適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
(2) 高齢者・障害者に関する法テラス及び地方自治体の取組について

○松井参事官 それでは、定刻でございますので、ただいまから充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会第1回会議を開催いたします。

当検討会の開催に当たり、小川司法法制部長から挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川部長 司法法制部長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、御多忙中のところ本検討会議に御参加いただきまして、ありがとうございました。この充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会の第1回会議開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、この検討会への御参加をお引き受けいただきまして、心から御礼申し上げます。総合法律支援の実施及び体制整備についての責務は、国が負っております。これを実施するため、平成18年に日本司法支援センター、いわゆる愛称法テラスが設立され、民事・刑事を問わずあまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指し、国民に対する法的支援の中心的役割を担ってまいりました。さらに、東日本大震災の被災者の方々に対する支援の面でもその一翼を担うなど、法テラスは国民にとって有用な組織に成長してきたと思います。

しかし、他方で、自分が法的問題を抱えていることを認識することが困難であるなど、自ら積極的に援助を求めることが困難な高齢者、障害者などへの法的支援、大規模災害の被災者の方々への迅速な法的支援、DVやストーカーなどの被害者の方々への法的支援など、現状では検討すべき課題があることもまた分かってまいりました。

そこで、今回総合法律支援の充実を図るため、有識者の方々の御意見を伺いながら検討していくことが重要であると考え、皆様方に御参集賜った次第でございます。総合法律支援を所管する法務省といたしましては、総合法律支援のさらなる充実及びそのための体制の整備が図られ、その実施を図る法テラスが全ての国民と司法の言わばかすがいとなって、司法が国民にとってより身近な、より利用しやすい存在となることを願っております。

今後、2週間に1回程度のペースでの検討会の開催となりまして、委員の皆様方には御負担をおかけし、大変恐縮ではございますが、皆様には是非様々な角度から有意義かつ積極的な御意見を交換していただきまして、この検討会が実り多いものになりますよう大いに期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 続きまして、本日御出席いただきました委員の方々を御紹介いたします。委員の先生からは一言お願いしたいと思います。

まず、伊藤眞委員でございます。伊藤委員には、本検討会の座長をお願いしております。

○伊藤座長 早稲田大学の伊藤でございます。民事訴訟法、司法制度の研究をしております。議事進行につきましては、不手際が多々あるかと存じますが、どうぞよろしく御協力賜りますようお願いいたします。

○松井参事官 次に、阿部一恵委員です。五十音順でお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会という長い名前の理事をしております阿部と申します。勤務先は新宿区の消費生活センターで、26年相談員をやっております。どう

ぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 次に、佐藤岩夫委員です。

○佐藤委員 東京大学社会科学研究所の佐藤と申します。専門は法社会学で、司法アクセスに関する実証研究等を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 次に、田島光浩委員です。

○田島委員 社会福祉法人南高愛隣会の理事長の田島光浩です。理事長の仕事と、あと私、精神科医でもありまして、精神科のクリニックをやっております。その二つの仕事をしながら、そういう立場で今日は参加をさせていただいております。どうぞよろしくお願います。

○松井参事官 田邊宜克委員です。

○田邊委員 弁護士の田邊と申します。よろしくお願いいたします。私ども法律実務家として、この実務を踏まえた視点から意見を申し述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 平川和子委員です。

○平川委員 東京フェミニストセラピセンターの平川と申します。1997年からDV被害者と子供さんのための民間シェルターをやっております、600人ぐらいの方をお世話して、法テラスにはもう本当にお世話になっているというようなことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 淵上玲子委員です。

○淵上委員 日弁連の中にあります日本司法支援センター推進本部の事務局長をしております東京弁護士会所属の弁護士でございます淵上と申します。よろしくお願いいたします。

○松井参事官 細田長司委員です。

○細田委員 司法書士の細田でございます。平成12年に民事法律扶助法が改正され、私ども司法書士は書類作成援助という形で法律扶助に携わるようになりました。それ以後、法テラス等々からいろいろな法律扶助の御支援を頂いております。更には成年後見センターリーガルサポートという法人を立ち上げまして、成年後見等にいろいろ尽くさせていただいております。そういう意味では、少しでも総合法律支援法が充実するように、この会議で私どもの意見が取り上げられれば幸いであるというように思っております。よろしくお願います。

○松井参事官 和田照子委員です。

○和田委員 経団連の和田と申します。ふだんは、経団連で司法制度改革だけでなく、会社法、民法、独禁法あるいは消費者法といった法律の立法に関する活動を行っております、主に経済界の皆様の意見を様々な立法に反映するような業務を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井参事官 なお、本日は所用により菊地豊委員、伊豆市長でございますが、御欠席されております。

続きまして、関係機関等からの御出席者を御紹介します。関係機関につきましては、私のほうでお名前だけ呼ばさせていただきます。

まず、最高裁判所事務総局総務局第一課、大須賀寛之課長です。

日本弁護士連合会、鈴木啓文事務次長です。

日本司法書士会連合会、山本一宏専務理事です。

警察庁生活安全局生活安全企画課、鈴木三男課長です。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課，小野太一課長です。本日は，山本女性保護係長が代理出席しております。

同省社会・援護局地域福祉課，矢田宏人課長です。本日は，八木澤課長補佐が代理出席しております。

同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室，阿萬哲也室長です。

同省老健局高齢者支援課，高橋謙司課長です。

日本司法支援センター本部事務局，相原佳子事務局長です。

同民事法律扶助第一課，生田康介課長です。本日は，小島常勤弁護士総合企画課長が代理出席しております。

なお，本日は所用により内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室，水本圭祐室長が欠席されております。

次に，事務局の紹介をいたします。

まず，小川司法法制部長です。

松本司法法制部司法法制課長です。

中島大臣官房付です。

毛利司法法制部付です。

遠藤司法法制部付です。

そして，私，司法法制部参事官の松井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは，ここからの議事進行につきましては，伊藤座長にお願いしたいと思います。座長，議事の進行をお願いいたします。

○伊藤座長 それでは，どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事を進めたいと存じますけれども，初めに，今後の運営につきまして，あらかじめ委員の皆様から御了承を頂いておきたい事項が何点かございます。

まず1点目でございますけれども，この検討会におきましては，法テラスで取り扱われる具体的な事件等についても説明があるかと思えます。その際，場合によってはプライバシーの面での問題が出てまいりますし，そういった事案を踏まえて委員の皆様方の中で忌たんのない意見交換を行うためにも，会議については非公開，つまり傍聴等を入れないと，こういう形で行いたいと存じますが，この点はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(各委員了承)

それでは，2点目でございますけれども，検討会の資料及び議事録は，検討会の終了後速やかに法務省ホームページに公表することといたしますが，先ほど申し上げましたものと同様の趣旨で，座長が必要と認めるときは，この検討会にお諮りした上で公表しないこともできると，こういう取扱いにしたいと思っておりますが，この点も御了解いただけますでしょうか。

(各委員了承)

ありがとうございます。

それから，3点目でございますけれども，私，何かの事由で当検討会に出席できない場合の座長代理といたしまして，田邊宜克委員をお願いしたいと存じますが，この点も御了解いただけますでしょうか。

(各委員了承)

よろしくお願いいたします。

4点目でございますが、御都合によって当検討会に御出席ならなかった委員のために、検討会の様子をビデオカメラで撮影し、後日、事務局から検討の状況を説明する際に使用したいという申出がございました。委員の説明以外には使用しないということを厳格に守った上で撮影をお認めいただきたいと思いますが、この点もよろしゅうございますか。

(各委員了承)

ありがとうございます。

それでは、全ての点について御了解いただきましたので、そのように取り扱わせていただきます。

なお、本検討会は法務大臣の私的懇談会という位置付けでございますので、検討会の取りまとめは法務大臣に提出されることとなります。そして、この取りまとめに至る審議の段階では、委員各位、皆様方から活発な御議論を頂きたいと存じます。

次に、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、配布資料について御説明いたします。お手元に配布資料がございますでしょうか。確認していただければと思います。

まず、資料1でございますが、今日報告があります法テラス東京の太田弁護士の説明資料でございます。それから、資料2でございますが、同じく法テラス東京の水島弁護士の説明資料です。お二人ともパワーポイントの資料と、あと冊子ですね。法律のひろばなどの冊子の記事が資料として入っていると思います。資料3につきましては、これも同じく報告がございます新宿区高齢者福祉課、永由課長補佐の説明資料でございます。

以上が説明用の資料でございます。その後に資料4といたしまして、高齢者・障害者に対する民事法律扶助の現状に関する資料を配布しております。

資料は以上でございます。

○伊藤座長 ただいま説明ございました資料、そろっておりますでしょうか。

それでは、議事を進めたいと存じますが、初めに、事務局から総合法律支援の現状、概況についての説明をお願いいたします。

○松井参事官 総合法律支援とは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援をいいます。身近で利用しやすく、適正・迅速で信頼のできる司法制度の構築を求め、平成16年、総合法律支援法が設立しました。これを実現するための中核となる法人として、平成18年4月、日本司法支援センターが設立されました。

支援センターはトラブル解決へと進む道を指し示すことで、人々の心に光を照らす場という意味や、悩みを抱えている方々にくつろいでいただけるテラスのような場でありたいとの意味を込め、法テラスと呼ばれています。法テラスは、東京都中野区に本部を置くほか、各都道府県に業務を実施する地方事務所を置いています。このほか、司法過疎地と呼ばれる弁護士がいない、又は少ないなどの理由で住民の方々が十分な司法サービスを受けることができない地域等に地域事務所を置いています。

法テラスの主業務についてですが、まず、情報提供業務、それから、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務でございます。現在、これに加えて、震災法律援助というものを業務に加えています。各業務につきまして、簡潔に御

説明いたします。各業務の実績もお話いたしますが、これはお手元の平成24年版法テラス白書に掲載されているデータでございます。

まず、情報提供業務とは、利用者からの問合せ内容に応じまして、法制度に関する情報と相談機関、団体等、これは弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口などですが、これに関する情報を無料で提供する業務であります。平成24年度実績は、コールセンターのサポートダイヤルというものがあるのですが、これが32万7,759件、地方事務所でも情報提供いたしておりますけれども、これが21万432件の合計53万8,191件でございます。サポートダイヤルの累積利用件数は、平成25年1月に200万件を突破しています。

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに無料で法律相談を行い、また、弁護士、司法書士の費用等の立て替えを行う業務です。平成24年度実績は、まず法律相談が27万1,554件、それから、弁護士等の費用の立て替えであります代理援助が10万5,019件、それから、書類作成援助が5,441件です。契約弁護士・司法書士は、それぞれ1万7,863人、6,355人になります。

国選弁護等関連業務とは、国選弁護事件に関して、裁判所等の求めに応じ、国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することなどの一連の業務ですが、法テラスはスタッフ弁護士を含めた契約弁護士を確保し、全国的に充実した弁護活動を提供していく責務を負っています。平成24年度実績は、被疑者国選弁護受理件数が7万3,664件、被告人国選弁護受理件数が6万3,695件です。契約弁護士は2万2,550人になります。

次に、司法過疎対策業務とは、身近に法律家がない、あるいは法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの地域事務所の設置等を行う業務であります。司法過疎地域事務所は、昨年8月開所の鹿児島県徳之島地域事務所を加えまして、現在33か所となっております。

犯罪被害者支援業務とは、犯罪被害者等に対して、その方が必要とされている支援を行っている窓口を御案内したり、被害に係る刑事手続に適切に関与したり、損害・苦痛の回復、軽減を図るための法制度に関する情報を提供するなどの業務です。さらに、弁護士による支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、犯罪被害に精通した弁護士の紹介もしています。平成24年度実績は、コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数が1万1,048件、地方事務所における情報提供が1万5,582件で、合計2万6,630件となります。精通弁護士は2,454人であり、その紹介件数は1,013件になります。

最後に、東日本大震災の被災地・被災者の支援についてです。法テラスでは、平成24年4月1日以降、いわゆる法テラス震災特例法で定められた震災法律援助事業を通じ、被災者に対し、資力を問わず法的支援活動を実施しています。被災者の近くに法的支援の拠点を置くことが必要であることから、岩手県、宮城県及び福島県内に7か所の被災地出張所を開設いたしまして、ここを拠点に弁護士や各種専門家による無料相談や仮設住宅等での巡回相談などを実施しています。平成24年度実績は、震災法律相談援助4万2,981件、同代理援助2,699件、同書類作成援助8件になります。また、被災地への人的支援として、宮城県及び福島県の4自治体にスタッフ弁護士を派遣しました。

最後に、予算関係でございますが、法テラスに係る政府予算は、法テラスの独自事業であ

る情報提供業務、民事法律扶助業務等に充てる運営費交付金と、国からの委託事業である国選弁護等委託費に分かれますが、現在、国会において審議中の平成26年度法テラス政府予算としては、運営費交付金約155億円、うち復旧・復興関係が約9億円、それから、委託費約164億円の合計約319億円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先にいきたいと存じます。この検討会は、充実した総合法律支援を実施するための方策について検討する場でございまして、その検討事項に制約はございません。しかし、日程や時間にも限界がございますところから、検討すべき主要なテーマについては、それをある程度絞った上で丁寧な検討を行うべきものと思われま。

そこで、事務局におきまして各委員から問題意識等を伺い、これを踏まえて私と協議をした結果、以下申し上げるような内容をこの検討会で特に丁寧、立ち入った検討をすべきテーマとして提案させていただければと存じます。

まず、第1に民事法律扶助業務に関してでございます。この中には、さらに1として高齢者・障害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策が入るかと思ひます。2といたしまして、大規模災害の被災者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策が入るかと思ひます。第3として、ADR利用者に対して適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策、以上の3点が大項目である民事法律扶助業務に関する内容になるかと思ひます。

次に、第2の大項目としてDV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策があるかと思ひます。

大項目の第3といたしまして、日本司法支援センターが実施する受託業務の問題点及びこれを解消するための方策があるかと思ひます。

そして、第4といたしまして、日本司法支援センターに勤務するスタッフ弁護士がその役割を十全に果たし、総合法律支援のセーフティネットとして活動するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策の以上の4つの大項目があるかと思ひます。もちろんそこに入らない事項につきましても、言わばその他総合法律支援の実施に関する事項として検討する時間を設けることといたしますけれども、ただいま申しました4つの大項目を特にここで丁寧に立ち入って検討すべき主要なテーマとすることについては、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(各委員了承)

それでは、4つの大項目を特に丁寧に検討すべき主要なテーマとすることにいたしたいと存じます。

そこで、事務局からそれぞれについての現状と問題の所在についての説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、ただいま伊藤座長のほうから御提案ありました民事法律扶助業務のうち、高齢者・障害者関係についての部分でございます。

まず、高齢者についてでございますが、平成25年版高齢者白書によりますと、平成24年10月1日現在の65歳以上人口は、過去最高の約3,079万人となり、総人口に占める65歳以上人口の割合は24.1%まで増加しております。75歳以上の後期高齢者は約1,519万人、総人口に占める割合は11.9%という状況にあります。このような高齢化の傾向は今後も続くことが予測されており、2060年、これは平成72年になりますけれども、65歳以上の人口比率が39.9%、75歳以上率が26.9%という超高齢社会を迎えることになると考えられています。

平成22年の情報でございますけれども、65歳以上の高齢者につきまして、介護保険制度を利用している認知症の方が約280万人いるとされています。このほか介護保険制度を利用していない認知症高齢者が約160万人、さらにMIC、すなわち正常と認知症の中間に位置する方が約380万人いるとされています。

このような状況下、高齢者の犯罪被害は依然として高い水準にあります。高齢者が被害者となりやすい振り込め詐欺被害総額は平成24年において160億円に上るところ、60歳以上の割合は80.9%と高い水準にあります。全国の消費生活センターに寄せられた消費トラブルに関する70歳以上の高齢者からの相談について増加傾向にありまして、平成23年度においては約14万8,000件と過去最高を記録しております。

以上、御説明したとおり、高齢者を取り巻く現状からすると、高齢者が陥る法的トラブルやこれに対する法的援助についても増加傾向となる上、高い水準で推移することが推測される場所です。しかし、この点、平成24年度の民事法律扶助による援助実績によると、65歳以上の高齢者に対する法律相談援助の件数は3万9,875件であり、これは援助件数全体の14.7%です。また、代理援助及び書類作成援助を合わせた援助決定数は1万5,371件であり、全体の13.9%です。当時の人口における高齢者比率が24.1%であることと比較して低い数値になっています。

次に、障害者についてでございますが、平成25年版障害者白書によりますと、障害者の概数について身体障害者約366万3,000人、知的障害者約54万7,000人、精神障害者約320万1,000人であり、およそ国民の6%が何らかの障害を有しているということでございます。

障害者の陥りやすい法的トラブルに関する指摘としては、障害のある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いとするものがあります。障害者白書では、これへの対処として警察の取組を掲げておりますが、警察不介入である民事分野においても同じような問題があると考えられます。この点、高齢者・障害者の援助については、特に知的障害者や精神障害者について、その認知力が不十分であるため、法的トラブルに陥りやすく、かつ自ら適切な解決手段を選択することが困難であり、十分な援助がされていないという指摘もある場所です。

このように高齢者・障害者につきましては、現在の民事法律扶助の枠組みが十分に機能しているのか、援助すべき高齢者・障害者のニーズに応えられているのか検討の必要があると思われる場所です。

次に、大規模災害の被災者に関するものでございますが、この度の東日本大震災でも明らかになりましたように、大規模災害の発生により、その被災者は平時では考えられない質の法的問題に直面いたします。例えば不動産、車、船等の所有権の問題、預金、株などの流

動資産の問題、離婚と家族関係の問題、遺言、相続等の問題、不動産賃貸借の問題、工作物責任・境界等相隣関係の問題、債権回収の問題、住宅その他の借入金返済や二重ローン等の問題、その他の問題が同時に多発します。原子力災害といった国家的規模の問題が勃発するということが分かりました。

このような大規模災害に際しては、その被災者に対して適切な法的サービスが実施されることが重要です。平成7年に発生した阪神・淡路大震災の際には、その当時、民事法律扶助事業を行っていた財団法人法律扶助協会において、阪神・淡路大震災被災者法律援助事業が実施され、民事法律扶助の資力、資産要件や償還について弾力的運用が行われました。その結果、当時爆発的に増加することが懸念されていた借地借家紛争等について紛争の未然防止、早期解決が図られ、大いに復興に寄与したものと評価されています。

東日本大震災の被災者援助に際しても、阪神・淡路大震災と同様の援助特例が期待されたところですが、当時と異なり、民事法律扶助制度が経済的に余裕がない国民を対象とする制度であることが法定された現在においては、その本質的要素といえる資力要件の撤廃を運用上実施することができず、結局、議員立法による特例法の実施まで震災発生から1年以上という時間を要することになりました。

このような過去の実績や現在の制度を踏まえ、現在の民事法律扶助制度が昨今、頻発している自然災害、さらには、今後高い確率での発生が予測される大規模地震災害等の備えとして、そのニーズに応えられるものであるか検討する必要があると思われま

次に、ADR利用者に対する法的援助関係でございます。

ADRと申しますのは、裁判によらず紛争解決する手段、方法等の総称を申します。ADRの特徴としては、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決ができるとか、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決ができたり、簡易・迅速で廉価な解決ができる、多様な分野の専門家の知見をいかしたきめ細かな解決ができる、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決が可能となるといった特徴が指摘されています。複雑化した現代社会において、ADRのような裁判代替手続は、当事者の廉価で専門性のある紛争解決手段を提供するものである上、裁判等に係るコストを削減するといった効果があり、積極的に活用する必要があります。

ところで、総合法律支援法は民事法律扶助の援助対象として民事裁判等手続を掲げており、ADRを明示しておりません。この点については、ADRのうち調停型とあっせん型については、これらが不調に終われば民事裁判に移行することが想定されることから、民事裁判等手続の準備及び追行に含まれるものとされています。しかし、仲裁型ADRについては、ADR機関において判断、解決するものであり、これが不調に終わっても民事裁判に移行することが想定されないため、現在これを民事裁判等手続の準備及び追行と解釈することは困難で、民事法律扶助の対象外とされています。

法テラスにおいては、今後ADR事案に対して民事法律扶助の積極活用を図るべく運用改善を実施する方針である旨、承知しておりますが、この検討会においても、これまで御説明したような状況下、そのような取組で十分であるのか、さらなる工夫を要するのか検討する必要があると思われま

次に、犯罪被害者に対する法的援助関係でございます。

犯罪被害者につきましては、昨今、特にストーカーによりつきまといの被害に遭っていた

被害者が殺害されるなど、より深刻な被害に進展する案件が少なからず発生しており、このような現在進行形の犯罪で、かつ深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪への対処が大きな課題とされております。このような犯罪被害者の生命、身体等の安全を守るのに活用できる法律援助制度として、例えば民事保全法の接近禁止の仮処分の申立てやDV被害者に関する保護命令の申立てについては、既存の民事法律扶助制度で援助することができます。また、告訴・告発を含めた捜査機関との交渉や加害者との交渉は、法テラスが日弁連から受託している犯罪被害者法律援助事業で援助することもできます。

しかし、前者については、民事の制度と整理されておりまして、自己の権利を民事裁判により実現する民事救済と資力要件その他の要件を同じくするもので、必ずしも犯罪被害者の生命や身体を守るといった観点が強く制度に反映しているものではありません。また、後者については、大前提として国の制度ではございませんので、弁護士会費等を財源とする民間の制度でございまして、財源の安定的供給について問題がないとはいえないとの指摘もありました。

このようにDV・ストーカーの被害を始め深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者への対処につきましては、現在の被害者援助の枠組みの中で十分に機能しているのか、援助すべき被害者のニーズに応えられているのか検討する必要があると思われまます。

次に、受託業務についてです。

総合法律支援法第30条2項に規定された国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、その他の営利を目的としない法人又は国際機関からの委託を受けて行う事務、これは受託業務というふうには呼ばれています。総合法律支援法は、法テラスが総合法律支援の目的を達成するために行うこととされている30条1項に規定される各業務以外であっても、業務方法書に定められる限り、法人の能力を有効活用するために業務等を実施することができる旨、定められています。

受託業務につきましては、法人の自己増殖的な膨張を防止する観点から、一定の限度を課する場合は法制上多くございまして、法テラスにおいては、業務の遂行に支障のない範囲内ということと、業務方法書で定めるという要件、それから、国、地方公共団体、その他の機関といったそういういわゆる委託先の限定を設定しています。このほか、法テラスの受託業務につきましては、その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせることとの限定が課せられています。つまり、これは弁護士等に法律事務をしてもらうということの内容の受託しか受けられないということになります。

この点、法テラスは、現在約1万8,000人の民事法律扶助契約弁護士、約6,400人の同契約司法書士、そのうちに250人を超えるスタッフ弁護士を要する全国に拠点を有する法人であって、また、関係機関との連携を業務とすることから、関係機関同士のコネクション、かすがいとして機能し得るポテンシャルを持っているものと承知しております。このノウハウやインフラは、地域の法的サービスの提供元として期待される自治体等にとって利用価値のあるものであり、法律事務以外の事務が中核になるような案件についても、法テラスが受託できれば有意義とも考えられるところです。現在の枠組みが連携先のニーズにこたえられているのかどうか、法テラスから受託業務の実情について報告を受けた上、この検討会において御議論いただきたいと思ひます。

最後に、スタッフ弁護士関係でございまして、法テラスには、法テラスの業務に関し、主

として他人の法律事務を取り扱うことを職務とする法テラスに勤務する弁護士が平成26年2月1日現在で256名います。彼らをスタッフ弁護士と呼んでいますが、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策の担い手の一つとして期待されており、このほか、情報提供業務のバックアップ、国選被害者参加弁護士としての活動、関係機関との連携の確保及び強化などを行うこととされています。

スタッフ弁護士は、赴任した地域において民事法律扶助事件や裁判員裁判を始めとした国選弁護事件の担い手不足を補ったり、司法過疎地においてひまわり基金法律事務所とともに、住民の司法ニーズに応じていく活動をしてきましたが、スタッフ弁護士の中には、先達にならって当初期待された役割以外にも一般の契約弁護士では受けにくい案件を積極的に受任したり、高齢者や障害者の所に自ら出向いて事件の掘り起こしをしたり、福祉機関等との連携を図って包括的・総合的に問題の解決を行うことなどを熱心に取り組む者もいました。こうした活動は地域のセーフティネットを構築するものであります。

しかしながら、総合法律支援法におきましては、スタッフ弁護士は法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士ということしか規定されていないなど、さきに述べたような活動をスタッフ弁護士が行うに当たっての位置付けが曖昧なこともあって、必ずしも十分な体制で取り組めたわけではありません。

そこで、スタッフ弁護士がこれまで取り組んできた活動、現に各地で取り組んでいる活動を踏まえ、スタッフ弁護士の位置付けにおいてこの検討会において御議論いただきたいと思えます。

以上でございます。

○伊藤座長 ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、何か委員の方々から御質問ございますでしょうか。

もしよろしければ、本日の検討に入りたいと思いますが、そこで、本日の議事につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、本日の議事につきまして御説明をいたします。

本日は、御検討いただきます事項のうち、民事法律扶助業務に関し、高齢者・障害者に対して適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策についてというパーツに関連性が高いものと思えますけれども、法テラス東京法律事務所の太田晃弘弁護士及び同じく法テラス東京法律事務所の水島俊彦弁護士、さらに、新宿区役所の永由義広課長補佐にお越しいただいております。このお三方から高齢者・障害者に関する法テラス及び地方自治体の取組について御紹介いただくこととしております。

進行ですが、まず、太田弁護士から同氏が取り組んできた高齢者・障害者の援助に関する司法ソーシャルワークという取組について御説明を頂きます。続きまして、水島弁護士から特に高齢化の進む司法過疎地域における成年後見の取組につきまして御説明を頂きます。両氏は、法テラスにおける高齢者・障害者への取組の分野では、一線で業務に取り組んでいただき、現在の法テラスの重点取組事項である司法ソーシャルワークの取組の先駆者として活躍いただいております。

次に、地方自治体の福祉機関における高齢者・障害者の権利擁護の実務上の問題点ということで永由課長補佐に御説明いただきます。新宿区役所と法テラス東京は、司法ソーシャルワークを行うために連携してございまして、地方自治体としての取組の中での実務上の問題点

を御説明していただきます。御説明の後に委員の皆様から御意見や御質問等を頂きたいと思
います。

以上でございます。

○伊藤座長 それでは、御了解が得られれば、ただいま事務局から説明があった順序で議事を
進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員了承)

ただいま説明ございましたが、お三方からそれぞれの取組の説明をお願いしたいと存じま
すので、どうぞこちらに御着席いただけますか。

よろしゅうございますか。

それでは、法テラス東京のスタッフ弁護士でいらっしゃる太田さんから法テラスにおける
司法ソーシャルワークの取組全般についての説明をお願いいたします。

○太田弁護士 弁護士の太田といいます。よろしく申し上げます。

本日は、我々市民にとって弁護士がどの程度の使い勝手なのか、弁護士の使い勝手がどの
ようなものなのかということについて、話をしたいと思います。

10年ほど弁護士をしてきました。自分のつたない経験から分かったことなんですが、市
民の方の属性によって弁護士の近さというのは大きく異なるというふうに思っています。い
わゆる健常者と言われる方と弁護士との間の距離がこのぐらいの距離にあるとすると、より
弁護士に身近に存在する人というのが世の中にいらっしゃいます。それは高学歴の方です。
ここに集まっておられる方は、基本的にここに当たると思っています。高学歴の方は法的なトラ
ブルに巻き込まれたときには、黙っていても弁護士の所に来てくれます。自分のトラブルが
法的な問題なのだということも十分理解できる。弁護士の所に行けば解決するものだとい
うことも分かっています。インターネットなんかを駆使して身近な法律相談場所も調べるこ
とができるし、30分5,250円という法律相談料を払うことも大抵できます。こういった
高学歴の方だとかいわゆる健常者と言われる方々との間で司法アクセスを阻害するもの、
弁護士にアクセスできなくする要因として考えられるものは、「近くに弁護士がない」だ
とか、「お金がない」だとか、そういったものが従前、指摘されてきたかと思えます。

この点については、弁護士の諸先輩方が何十年にもわたって解決しようと努力されてき
ました。例えばこの「お金がない」という点については、民事法律扶助制度を半世紀以上も前
から先輩方が立ち上げられて、年々予算を拡充されて、今現在の制度に至っていると。現在
の法テラスの民事法律扶助の制度では、お金がなくても弁護士の所に相談に行ったり、弁護
士の代理援助を受けられたりするようになっているかと思えます。

次に、「近くに弁護士がない」という問題に関しても、古くは日弁連のひまわり基金と
いう制度や法テラスの司法過疎対策業務によって、全国津々浦々どこでも弁護士が身近に存
在するよという事で、各地に弁護士が配置されてきているという状況があります。

他方、先ほどからちょっと話題になっている高齢の方だとか障害を持っておられる方は、
弁護士から見ると、これだけ遠いところに位置付けられてしまうのかなというふうに思っ
ています。また、この障害という概念自体もとても恣意的な概念です。何か明確な基準があ
って、ここからこっち方が障害を持っている方、ここからこっち方が障害のない方とい
うふうにすぱっと割り切れるものではないのです。中には障害があるともないとも言える人、
いわゆるボーダーライン上におられる方というのもいらっしゃいます。

こういった方々との間では、様々なアクセス阻害要因、弁護士へのアクセスを邪魔するものがあります。例えば「弁護士の使い方が分からない」だとか、「弁護士を使うという発想がない」、「動けない」、「被害意識がない」、「意思疎通が困難だ」・・・、一応こんな様々な要因がありまして、我々弁護士の立場から世の中を見ていると、このスライドのようにもやがかかってしまっていて見えるような状況にあるのではないかというふうに思っています。これは私自身のこの10年間の反省みたいなのところでもあります。

こんなことを前提にしながらちょっと話を進めてみたいと思うんですけども、一応、実務についているものですから、具体的な事例なんかを踏まえてお話をしていきたいと思います。

とある法律相談でこんな相談があったというふうに考えてみてください。「振り込め詐欺の被害に遭いました。預金も底を尽きてしまって、役所に相談したら法律相談を紹介されました。」高齢者の方からの相談です。現場では、振り込め詐欺の被害だとか未公開株詐欺の被害だとか、そういったものが結構あります。そうなんですけれども、残念ながらこの段階で弁護士の所に来て、大抵の場合は手後れです。どういうことなのか。御説明をしたいと思います。

世の中、振り込め詐欺撲滅キャンペーンというのを大々的にやっていると思います。テレビCMや新聞の広告だとか、あと、町中のポスターだとかいろいろな所で振り込め詐欺を減らそう、減らそうということで、いろいろな機関の方が尽力されているかと思えます。なのに、昨今の報道によれば、振り込め詐欺の被害額というのは増加しているといえます。なぜなのか。それは多くの被害者の方々が認知症高齢者の方だったり、障害を持っておられたりするからです。こういった方々は、被害に気付かなかったりします。あと、気付いていてもどうしていいのかわからなかったりもします。そういった意味では、現在判明している振り込め詐欺被害というものは、氷山の一角なのではないかというのが私の現場での実感です。

あと、この手の案件で弁護士のできることは何なのかということをお説明します。先ほど御説明したとおり、すっからかんな状態になってから弁護士の所に来たところで、もう状況としては末期症状みたいなものなんです。この手の案件が弁護士の所にやって来る頃には、もう徹底的に被害に遭って、すっからかんになってしまって、生活ができないほどのレベルになっています。もう食べるものがないというような状態になってから、やっと福祉関係者なんかが発見されると。その段階にやって、やっと関係者につながって、そのうちの一部が何とかかんとか弁護士の所にたどり着くというのが現状なのではないかというふうに思っております。

しかも、御承知のとおり、こういった詐欺師の連中というのは素性が不明です。どこの誰がやっているのかも分からないし、匿名性も高い。振り込め詐欺の詐欺グループなんかは、グループ自体もとても巧妙にできていて、誰が黒幕で動いているのかということすらよく分からないように組織が組み立てられていたりします。そういったところで、何とか被害回復をしようと思っても、誰からお金を回収していいのかということからもうよく分からないという状態になっていたりします。ですから、弁護士としては、もっと早く来てくれれば・・・というような説明しかできなかつたりすることが多いのです。お医者さんで例えると、瀕死の状態にならないと弁護士の所にやって来てくれないと。ただ単に弁護士としては死亡宣告を淡々とするしかないというような状況になっていると。そういう悲しい現実があります。

そんな状況なんですけれども、これ、何とかならないのかということ現場では考えるわけです。言うまでもないなんですけれども、被害を未然に防ぐというのが一番大事だと思います。なるべく早期の段階で弁護士が介入して、今後の被害を食い止めるとともに、可能な限り被害回復をしていく必要があります。早期の介入ができれば、まだまだ詐欺師の尻尾がつかめたりもします。そうすると、被害回復の可能性も増大します。

この手の案件なんですけれども、気が付く前の段階で誰か関与していなかったのかということ、ケースによっては福祉関係者なんか結構前から関与していたというものがあります。具体的には、現場で頑張っておられるヘルパーさんとかケアマネさんが高齢者の方に何かおかしい言動があるとか、何かおかしい素振りがあるとか、その辺に気がついていたりします。別の言い方をすると、現場で頑張られているヘルパーさん、ケアマネさんが何となくもやもやしたのを感じたりするというふうに言います。何でもやもやしているかということで、よくよく調べてみると、金銭搾取が裏にあったり詐欺の被害があったりということなんですけれども、現場にいらっしゃるケアマネさんとかヘルパーさんは、当事者の方の通帳の中身を見せてもらうことすらちゅうちょしたりします。それは当たり前で、ヘルパーとして人のお金がどうなっているのかとか、そういった所になかなか首を突っ込めないのです。

そういったもやもやした感覚を持ったりはするんですけれども、この段階で、「ではもやもやしているから弁護士を関わらせて、弁護士も一緒になって何が問題なのか整理しましょう」というようにはなりません。何でかということ、当然ですけれども、もやもやしているというだけでは法律相談にはならないからなんですよね。そうなんですけれども、ここで、福祉現場の方々があたかも同僚の人に世間話をするような感覚で弁護士を関わらせてくれば、大分状況が変わってくると思うんですよね。弁護士とのフラットな関係を作っていただいて、何か最近、ここの高齢者の方の言動がおかしいと。例えばお金の回り方がこんな感じでちょっと悪くなっているように見えるし、何か素振りもおかしいし、そういったもやもやした状態の段階で弁護士に話を早目に持ってきてもらって、早目に弁護士も当事者の所に関与させてもらえば、弁護士の立場で通帳の中身を見せてもらったりとか、お金の流れをチェックしたりとかして、被害になるべく早い段階で気が付くことができたりします。その結果、被害状況を早期に明確化することもできるし、早期介入による被害の食い止めということもできたりします。

別の言い方をすると「予防法務」をするということでもあります。企業法務の分野では、紛争を未然に防ぐべく、契約書の条項を紛争が起こりにくいようなものにしたりとかして、訴訟だとか紛争に巻き込まれる前の段階でトラブルを未然に予防しようという取組がなされているんです。けれども、我々市民レベルでは、予防法務というのはほとんどなされていないというのが現状だと思います。ましてや高齢だったり障害を持っておられたりという方の中では、予防法務なんていうのは、もう全然なされていないに等しいような状況にあるのではないかと考えています。

そんなことを踏まえて、先ほどの図で今の話をまとめてみます。我々弁護士としては、世の中をこんな感じでしか見えていないのではないかという個人的な反省が私にはあるんですけれども、そんな中、福祉現場の職員の方が出てきていただくと、うまいことこの闇みたいなものを取り去っていただいて、高齢だったり障害を持っておられたりという方々の相談をなるべくフラットな関係で弁護士の所に持ってきていただけるようになったりします。

ただ、それでも、いろいろアクセス阻害要因になるようなものがいろいろ分かってきました。例えば余りフラットな関係が築けていないと、福祉関係者の方々でも弁護士に対して気を使ってしまって案件を紹介しなかったり、あと、こんな案件なんかを紹介したら悪いのではないかということを考えられたり、福祉関係者の方々でもきちんと「もやもやした気持ち」を持って法的ニーズの端緒みたいな所をつかまえられなかったり、職員さん自身も法的問題だと気がつかなかったりとかします。まだまだ現場では改善すべき点はいろいろあるんですけども、我々弁護士もいかにアウトリーチ、高齢者・障害者の方々の方々に出張していかんかということもこれから考えていかなければいけないのかなというふうに考えています。

そんな中、我々が提案しているのは司法ソーシャルワークという概念です。このソーシャルワークという概念自体はなかなか難しい概念で、学説の対立みたいなものもどうもありません。あと、国際ソーシャルワーカー連盟という所が一応定義を作っているんですけども、これも日々というか、何年かたつと変わっていると。今も改定作業をしているやに聞いています。厳密な定義の話はお配りした雑誌の中に書いてありますので、ここではそちらに譲らせていただくとして、これをざっくりと説明させていただくと、社会資源等との関係を調節して、より豊かに生きられるようにすることというふうに言っているのかなというふうに思っています。福祉関係者の方々が日々現場でやられているようなことが大体ほぼソーシャルワークとっていいのかなというふうに理解しています。

ここに我々弁護士もなるべく早期の段階から関与させていただいて、チームの一丸となって案件に関わらせていただくことが司法ソーシャルワークなのかなというふうに我々は言っています。そうすることで早期の権利擁護だとか早期の問題解決が図れるようになったりするということです。

先ほど事務局からの説明でもあったので簡単にしますが、こういう話をしていると、太田がやっているのは結構マニアックなケースで、なかなかないケースのことを言っているだけなのではないかというふうに思われたりするんですけども、例えば統合失調症で見ても、障害有病率は0.7%とか0.8%ぐらいと言われていています。障害者の数も厚労省の発表だと5%から7%と言っていますけれども、これも飽くまでも恣意的な概念ですから、例えばアメリカなんかでは18%ぐらいが障害者だと言っていたり、ドイツなんかでは10%と言っていたり、そんな話もあるぐらいです。あと、高齢者の方も23%、24%と年々増えていますし、認知症の方も460万人を超えているという研究発表なんかもあったりします。

大事なことは、法律を作ったりだとか弁護士をしていたりだとか、いわゆる「いい生活」をしていると、高齢者だとか障害を持っておられたりとかで生活に困難を抱えている方となかなか会えないというところがまた問題なのではないかなというふうに考えています。

もう一つ簡単に事例を紹介したいと思います。今度はこんな住民の方からの相談です。近所にごみ屋敷があります。高齢者の方が1人で住んでいるのですが、誰もアクセスできません。こんな悩みです。この東京でも、ちょっとその辺を歩くと、ごみ屋敷は意外と見付かります。あと、マンションになっていて外からはさっぱり分からないんだけど、中はごみばかりという家も意外とあります。この案件も「もやもや感」を持った地域包括支援センターの職員さんが私の所にお話を持ってきていただいて、早期解決できた話です。

当初の問題点としては、ごみ屋敷というのが挙がっていたんですけども、地域包括支援センターも弁護士も、このごみ屋敷の問題自体は直接的には関与しにくい問題です。ごみ自

体はこの方の所有物だし、御本人の許可がないのに勝手に処分しちゃいけない、それは当たり前だと思います。なんですけれども、我々関係機関の間では、「この背景には判断能力の問題があるだろう」、「判断能力の問題から派生していろいろな問題が生じていそうだ」というコンセンサスがありました。現に調べてみると、この御本人は保佐相当だったりとかしました。住居関係を何とか調節して、ホームなり施設なりに入らなければいけないのではないかという問題がありました。何か布団があったりするので、消費者被害の可能性も考えられたし、親族関係はどうなっているのかさっぱり分からないので、親族関係をうまく調整しなければいけないとか、あと、証券会社が不当に高額な取引を実はさせていたんですけれども、そんな被害も発覚したりしました。あと、介護の問題をめぐってもいろいろ問題があつたりということ、いろいろな問題がこの背景にはあつたということです。

ここで大事なことは、御本人は意思表示をすることが難しかったり、意思決定をすることが若干難しくなっているものだから、法的な問題をこの中から強引に取り出して、強引に解決すると、それだけでうまくいくかということ、実はそういうわけではありません。家族関係をどうするのかとか、住居関係をどうするのかとか、そういった生活に根差したいろいろな問題とひっくるめて法的な問題を適切な段階で、適切な時期に解決していかなければいけないということになります。

従来の弁護士のスタンダードな仕事は、自らのやりたいことを自ら訴えられることができる人というのが想定されていると思います。例えば中小企業の社長さんなんかであれば、「売掛金を回収したい。回収するに当たっては訴訟してください。」そういったことをはっきり言ってくださいますけれども、判断能力の低下がある方は、そういったことをはっきり言うてはくれないです。そういったときに、どのタイミングでどんな法的手段を採るのかということは、本人の意思が何とか聞き取れればそれでいいんですけれども、それがよく分からなくなっていたら、関係者でよく議論して御本人の本来の意思はどういったものかということを考えていかなければいけないんですよ。そのためには、御本人のこれまでの生活がどんなもので、これからどんな生活を望んでおられるのかといったところに目を向けないと、いい意思決定支援というのができなかつたりします。

そんな次第で、最後になりますけれども、関係機関との連携の深まりなんかについてちょっと分析的にまとめをしておきたいと思います。

これから紹介する分析は飽くまでも一例でして、現場では、これから紹介するような作業は混然一体となって事案に当たっているというのが現状だと思います。飽くまで一例としてちょっと段階を分けて御説明をしてみます。第一段階としては、自治体や福祉機関の方々と連携を構築して、顔が見える関係みたいなのを一応作って、第二段階としては、個別事案について情報のやり取りをして、その段階でアウトリーチなどをして相談者の方の所で法律相談を行うなどします。第三段階としては、福祉機関の方々と役割分担を適切にしながら法的問題を含む総合的な問題の解決ということをしていったりします。そんな中で、第四段階として、弁護士としては、具体的な法的事件の部分は法的問題として適切な時期に適切な方法を使って解決していくということになります。

あと、最後に司法ソーシャルワークの効果も若干お話ししておきたいと思います。

大きく二つの観点から検討ができると思っていまして、一つは権利擁護とか人権擁護的な観点です。あともう一つは、財政的な観点ということになるかと思えます。権利擁護とか人

権擁護の点は、それほど言葉を付け足す必要はないかと思うんですけれども、誰でも認知症になることはあり得ます。私も将来認知症になっちゃうかもしれないし、今多分障害がないと言われる状態なんだと思うんですけれども、どこかで何らかの障害を負うかもしれません。仮にどこかで認知症になってしまったり障害を負ってしまったとしても幸せに生きられるように、自分らしい生活ができるように、そういう制度構築が必要なのではないかということを考えています。この司法ソーシャルワークがうまく機能するようになれば、何らかの判断能力の問題を抱えるような状況になったとしても、その法的な問題が早期に発見されて、早期治療してもらえ、軽く済むような状態で問題解決を図れるのではないかということを考えています。

あともう一つ、財政的な観点です。例えばよくある高齢者の方々の金銭搾取の案件なんかで、金銭搾取をしているいわゆる加害者の方々、詐欺師なのか親族なのか分からないんですけど、そういった方々は、ほぼ納税はしていないです。すっからかんになっちゃうと、財政的には資産課税、相続税とかそういったことも課税できなくなりますし、また、それで刑事事件だ何だになると、結局のところ裁判だとか服役だとかそういったところでもコストが掛かったりします。そういったことを未然に防ぐところに何とか予算が付けられないかみたいなことも現場では考えたりしているということです。

私のほうからは以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、同じく法テラス東京の弁護士でいらっしゃる水島さんから地域における成年後見の取組につきまして説明をお願いいたします。

○水島弁護士 今ほど御紹介いただきました法テラス東京の水島と申します。では、座ってお話させていただきます。

私からは、こちらのタイトルにもあります成年後見制度拡充に向けた佐渡モデルの提案ということで、私は佐渡で仕事を3年10か月ほどやっておりましたので、その関係で御紹介をさせていただきます。

まずに、皆さんに実際に私が後見人となった事例について御紹介したいと思います。こちらの写真ですが、統合失調症をお持ちで、当時は精神科病棟に入院していた50代の女性の御自宅ですね。よくよく見ると、お薬が山のように積まれていて、ご本人は飲んでいらっしゃらなかったようです。また、部屋にはものが非常にあふれていたり、あるいはベッドは木枠しかないとか、そんな状況です。病院からは退院をもうそろそろというふうに言われていたのですが、このままでは帰ることができないということですね。

そこで、私としては成年後見人としてシルバー人材センターさんなどと契約をして、まずものを片付けるところから始めました。さらには、通販のカタログとかをご本人と病院相談室の方に提供して、予算の許す範囲ではありますが、ご本人の好みを取り入れてみました。そうすると、最終的には、彼女がこのような部屋で在宅生活に移行したわけです。もちろんこの家具などはご本人が選んだものですので、基本的には気に入って住んでいただいているようです。もちろん部屋だけをきれいにすればいいというわけではなくて、先ほどお薬がたまっていた、つまり服薬の管理ができていなかったということですので、当然後見人としては在宅支援のためのヘルパーさんであるとか、服薬管理のための訪問看護、そのほか地域の見守りの体制ですね。その辺りを構築するよう努力をしました。

もう一つ、認知症の高齢者の方のケースを御紹介します。これは後見人が付く前と、ついた後の状態を図で示したものです。要するに後見人というのは、判断能力が不十分になった方の契約を代行したり、財産管理を行うという役割を担っているんですが、当然成年後見人だけで何でもできるわけではないんですね。つまりこちらの図にありますように、社会福祉協議会あるいは介護サービス提供事業者、その他の関係機関を、コーディネーター役としてうまくつないでいくと。それによって、ご本人さんの「支援の輪」を形作っていき、最終的にはご本人の様々な問題を解消して生活を支えていくと、そのような活動を行うことが後見人には求められているというところでございます。

こういった業務を行う成年後見人ですけれども、今、「後見過疎」という問題が全国的に少しずつ広まりつつあるのではないかと感じています。すなわち現在、成年後見人の需要が大変増えておりまして、平成24年は年間にして3万5,000件の新たな成年後見人等の申し立てが行われています。一方で、親族後見人が相対的に減少しています。平成24年においては、制度開始以後初めて第三者後見人の割合が親族後見人を上回るというような状態になっております。つまり親族後見人の割合が50%を切っているということですね。

他方、第三者後見人、つまり弁護士、司法書士、社会福祉士さんなどの第三者後見人の数というのは当然限られているわけですね。そうすると、受け皿が足りなくなってくる。それがスパイラルのように組み合わせると、「後見過疎」という問題に行き着きます。数年後には全国的な問題に発展して、それこそ「後見爆発」状態になるとも言われております。

さて、佐渡の後見過疎問題について申し上げます。

平成22年当時は、佐渡の人口の約37%が65歳以上という状態です。これは全国平均とも比べて約1.5倍進んでいます。私が佐渡に赴任してから約1年で成年後見人の受任件数は引き継ぎを含めて10件を超えました。これはもう受け切れないような需要があるのではないかというふうを考えまして、平成23年4月から関係機関の方々の御協力の下、佐渡市内で成年後見制度の実態調査アンケートを実施しました。アンケートの内容については、下段のほうに若干示しております。これは、第三者後見人が二、三年のうちに50名程度必要になるだろう、一方で佐渡地域における専門職が今後受任可能な件数、すなわち残りの受け皿は29名ということでした。

さらに次のデータもご覧ください。これは家庭裁判所佐渡支部に対するアンケートです。こちらのグラフを見ると、平成22年を皮切りにして親族後見人よりも第三者後見人の割合が多くなっています。2倍以上になっている年もありますね。年間で見ると、大体15件ぐらいが新規で第三者後見人の受任を求められますので、先ほどのデータからすると、2年ぐらいで後見人の担い手が尽きてしまうのではないかと、そういった問題があったわけです。

そこで、いくつか採ってきた対策を御紹介します。第1の対策として、成年後見センターの設立を行いました。これは佐渡市社会福祉協議会が市からの委託を受けて行うということでございまして、法人として成年後見人を引き受けるという業務、それから、もちろん新たな担い手を育成するための研修等を行っていく、そういったセンターとして設立されています。センターを開設してから約2年間で既に受任件数は15件に達するような勢いでございまして、センターがなければ恐らく佐渡の後見需要は支えられなかったのではないかと感じております。

さらには、対策の2番目です。これは佐渡市成年後見制度利用支援事業を拡充したという

ものです。要するに、第三者後見人に関する後見報酬あるいは申立費用に関する助成措置の拡大ということですね。この制度は、従来は、全国的にもまだまだこのような要件が多いのですが、市長申立てのみとか生活保護を受けていないと駄目とか、非常に限定的な場面しか利用されていなかったものです。この事業要綱の改正を行いまして、申立人は誰でもいい、収入要件と資産要件で絞っていく、という形で、第三者後見人の報酬が払えない方、そのような方はこれまで専門職がボランティアで受任していたわけですが、新制度の活用によって、報酬を助成できるという形になりました。

その後、翌年に、再度アンケートを採ったところ、専門職による後見人受任可能件数は、先ほどの29名から56名まで増えたということでございます。

最後に対策の3番目です。これはまだ現在進行形ですが、市民後見人等育成カリキュラムについてです。これは市民の皆さんにも成年後見人になっていただくことを目指して養成を始めております。

こちらの写真を御覧ください。この方々は、いわゆる市民後見人候補者で、既に実務講座まで進んでいる方々ですね。こちらには保護司、主婦、自営業者の方なども参加されています。さらには、民生委員、ケアマネジャー、行政福祉関係者の方も参加して、このようにグループワークを行いながら後見の知識又は経験を積んでいくということでございます。

さて、まとめていきたいと思えます。こうした一連の取組、すなわち後見過疎地域における成年後見制度の拡充スキームを総称して「佐渡モデル」というふうに呼んでおります。私としては、こうした活動も司法ソーシャルワークに含まれるのではないかとというふうに考えています。太田弁護士には先ほど個別支援の部分を中心に重点的にお話しいただきましたけれども、例えば、個別ケースの経験が蓄積されていくと、地域課題が分かってくるわけです。そうした地域課題をどのように解決していくか。佐渡の場合には「後見過疎」、すなわち第三者後見人不足という問題であって、私自身ももう10件以上引き受けていた状況ですから、このような課題が自然に浮かび上がってきたわけです。

そうした潜在的な地域課題をアンケートなどで明確化した上で、これまで一緒にケースを行っていた関係機関の方と連携して、地域問題にアプローチしていきました。社会福祉の分野では、これはコミュニティワークですとかコミュニティソーシャルワークなどというふうにも呼ばれているようです。このようにケースワークから地域課題を発見してコミュニティワークにつなげていく、これらの活動を総称して司法ソーシャルワークというふうに捉えています。

成年後見制度を拡充していくためには、地域の自治体、福祉機関、隣接法律職などの連携が不可欠だと考えています。佐渡の場合には、最初は福祉職の方との連携で個別ケース相談から始まりました。その後、行政職や福祉職、その他の支援者と一緒に本人支援のためのケース会議を頻繁に行っていくようになったんです。これは、後見事件に限らずです。こちらの写真は高齢者の場合ですけども、障害者の場合もそれぞれいろいろな支援者の方がいらっしゃいます。その中で特に成年後見の問題については「第三者後見のなり手がいないよね。」という悩みがいつもあったのです。その地域課題というのは、個別に対応していただくだけでは解決することができないものです。それこそ無理に後見人を法テラスがどんどん引き受けると、目先は大丈夫かもしれませんが、マンパワーには限界がありますので、いずれ破綻することは目に見えています。

こういった後見過疎問題を解決するために、これまでお世話になった方々と一緒にプロジェクトチームを立ち上げたということです。結果としては、後見センターの設立あるいは成年後見制度利用支援事業の拡充が進んだことで、新たな後見人の受け皿を確保できるようになりました。このように、後見過疎という地域課題を解決することによって、ひいては、個別事案の解決にもつながっていくというふうに考えております。

司法ソーシャルワークはまだまだ広がりを見せております。後見過疎の問題は佐渡だけの問題ではないという問題意識がありました。そこで、新潟県、新潟県社協とプロジェクトチームを結成して、新潟県内の成年後見ニーズと受け皿調査を行いました。その結果がこのスライドです。数字に上がってきたものだけでも、成年後見制度活用に関する潜在的ニーズは5,653名、その中で更に様々な理由で後見申立てに至っていないけれども、第三者後見を必要とする方は1,229名、さらに一方で、専門職の後見人の候補者として名簿登録している人は374名と、これは既に受任している人も含まれていますので、大変な状況です。

さらに、受け皿だけの問題ではないこともわかりました。先ほど述べた1,229名というのは、身寄りが無い、あるいは親族紛争がある方などの数ですので、市長申立てをせざるを得ないケースもかなり含まれています。実は新潟県の市長申立ての件数は、平成24年においては、1年間でわずか44件なんです。そうすると、全然申立支援自体も追いついていないというような状況が明らかになりました。また、この赤い色で囲っている地域は、むしろ佐渡よりも後見過疎が進んでいる状況にある地域であり、こういった地域も含めてきちんと拡充していかないといけないのではないかと考えています。

その上で、現在も様々な地域で活動をしているという状況でございます。26年度以降は、アンケート結果を受けて新潟県も対策に乗り出すということになっております。今後も含めて拡充活動に努めていきたいと思っております。

私の活動報告は以上ですけれども、司法ソーシャルワークの担い手の一人として考えるところがございます。第一に、個別支援を離れた連携構築活動や地域支援活動は、現在の法テラス業務に果たして位置付けることが可能なかどうかという点です。法テラスに所属するスタッフ弁護士は、法テラスの業務範囲内でしか活動できないことになっております。例えば個別支援のための連携活動は、総合法律支援法の30条1項4号ですとか1号などと絡めて何とかやっているんですが、しかしながら、今回御紹介したような佐渡や新潟でのプロジェクトチームをつくる活動、つまり個別支援を若干離れて、地域支援を行うための連携関係を構築する活動はどうでしょうか。

さらには、後見センターの設立、利用支援事業の拡充、市民後見人養成といった、もっぱら地域支援に該当する活動の場合はどうでしょうか。そういった仕事を行政、あるいはソーシャルワーカーの仕事だからということで押し付けてしまっているのかという問題もあります。公益性の高い活動を行う常勤弁護士が個別支援の範囲を超えて地域の行政や関係機関などとともに、司法領域における地域課題の解決に向けて地域支援に取り組んでいくことは、法2条のあまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する担い手としては必要な流れではないかなと考えております。総合法律支援の担い手として、このような連携構築活動、地域支援活動を正面から法テラスの業務として認めるべきであると考えています。

第二に、連携構築活動や地域支援活動はスタッフ弁護士だけがやればいいのかでしょうか。

すなわち地域支援活動に「弁護士」が積極的に取り組んでいくということは、地域課題の解決に向けて大きな推進力になり得るということです。実は、この佐渡における成年後見センター構想は、私が赴任する前にも実は存在していました。当時から問題意識があった心あるソーシャルワーカーが提案をしていました。しかし、管理職判断で不可というふうにされました。しかし、数年後、同じことをプロジェクトチームで行い、弁護士の私もトップに対して交渉したところ、了承されたという経緯があります。

弁護士は、やはり地方に行けば行くほど、そのキャリア以上に弁護士としての意見が尊重される立場にあると思います。その立場を十二分に活かして、時には潰れそうなキーパーソンの方を支えたり、あるいは自ら先頭に立って説得に当たっていく、そういった活動の積み重ねが地域課題解決のための大きな推進力になるのではないかと私は実感を込めて確信しております。

一方で、ただ、このようなプロジェクトチームの立上げは、当初予算は当然組まれていないわけですね。問題自体がそもそも潜在的なものですから。そうしたとき、スタッフ弁護士はいわゆる給料制なので、この点が致命的な障害になるわけではないのですが、残念ながらスタッフ弁護士は全国に260名程度しかいませんし、あるいは1人しかいないとかゼロの県というのもあるんですね。一方で全国の自治体は1,742もあります。そうすると、全ての自治体でスタッフ弁護士だけで地域支援活動をやっていくのは不可能ということになります。ですので、全国隅々まで司法ソーシャルワークを展開して、生活に困難を抱えた方々に対する権利擁護の仕組み作りを行っていくためには、ジュディケア弁護士も含めて一緒に司法ソーシャルワークが担い手になっていただける、そういった体制を構築していくための制度的な担保が必要ではないかと考えております。

最後に、後見拡充PTメンバーの佐渡市職員から届いた1通のメールがありまして、これを紹介して終わらせていただきたいと思っております。

「協働という言葉がありますが、正にこの事業のプロジェクト体制を表現するものだと思います。PTメンバーが手弁当で夜の10時を過ぎるのに、白熱した議論を展開している、そういう場面、そういう景色を私はこれまで見たことがありません。みんながそれぞれできる支援を惜しまない、みんなが汗をかく、これが壮大な事業を動かす力となりました。一番最前線で市民に寄り添っておられる支援者の声、これに勝るプレゼンはないということです。行政としましても、今後も引き続き協働意識をもって誠実に取り組んでまいりますことをお約束します」ということでございます。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございました。

続きまして、新宿区役所高齢者福祉課の課長補佐をしていらっしゃる永由さんから地方自治体の立場から高齢者・障害者の権利擁護の実務上の問題点につきまして説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○永由課長補佐 御紹介を受けました新宿区役所高齢者福祉課の永由でございます。着席させていただいて、御説明のほうをさせていただきます。

現在、新宿区では地域包括ケアの実現あるいは高齢者の権利擁護を目指して高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に取り組んでいるところでございます。今回、法テラス東京と協定を結び、連携協働を図っておりますが、これら地域包括ケアの実現に向けた取組に資する

ものだというふうに考えております。本日は、この取組を通じて感じた法テラスと協働連携の効果、有用性についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、簡単ではございますが、新宿区の高齢者の現状をお話させていただきます。

お手元の資料3あるいは前のスライドを見ていただきますと一目瞭然なんですけど、新宿区の特徴の大きなところなんですけど、高齢者の高齢化率というのは全国平均を若干下回るような傾向がございます。一方、一人暮らし高齢者は全国平均あるいは東京都の平均から比べても明らかに多い33.7%ということで、実に3人に1人が一人暮らしの高齢者というのが新宿区の大きな特徴になっております。

このような特徴のある新宿区の高齢者の現状に対応しておりますのが私が所属しております高齢者福祉課と区内各地域にございます高齢者総合相談センター、これは全国的には介護保険法上は地域包括支援センターと呼ばれているものでございますが、新宿の場合は、高齢者に分かりやすくということで高齢者総合相談センターという通称名で表示しております。新宿区では、この高齢者総合相談センター等を中心に高齢者の方への対応に当たっているのですが、大体どこの高齢者総合相談センターも職員4人から5人ぐらいの体制で4業務を行っておりました。しかし、介護予防の要支援1、2の方のケアマネジメントに相当数手が割かれてしまっていたために、総合相談業務であるとか権利擁護業務あるいは包括的支援業務に手が回らないというような状況がございましたので、新宿区は一般財源等も投入しながら職員を倍増しました。これは計画の中で取組、平成22年度から実施したものでございます。

さらに、現在この高齢者総合相談センターにつきましては、倍増した職員の質的な強化を図ることが大きな課題となっております。そこで、平成25年夏頃ですかね、法テラス東京と協定を結び、連携協定を始めるに至っているということでございます。

それでは、今日の主題であります法テラス東京との協働連携の状況についてお話をさせていただきます。

新宿区が法テラス東京と協定を結ぶに至った背景事情としては、ここに掲げたような事情がございました。先ほど御説明したとおり、新宿区は一人暮らしの高齢者が大変増加しており、家族など周囲の者からの援助が期待できずに1人で問題を抱え込んでいる高齢者が増えておりました。また、人員を倍増したことにより、より多くの地域の高齢者の実態あるいは事案に関わるようになったことにより、家族問題や借金問題など複数の問題を抱えている事案が相当数あるということが分かってまいりました。更に、高齢者の方の権利意識も高まり、トラブルも増えてきているというような実情、こういった事情から福祉の現場の感覚ではありますが、高齢者が法的トラブルを抱えているケースが以前よりも随分多くなってきているなということを感じております。

しかし、そういった高齢者の方が必ずしも自分が抱えているトラブルが法的なものであるという認識を持っておられない、あるいは弁護士に相談してみようという発想に至らないケースに出くわすことが間々あります。また、私たちも福祉の専門家ではありませんけれども、法律の専門家ではありません。高齢者が抱えている問題の中に法的問題が隠れていたとしても、それを適切にアドバイスするあるいはそういうことができない、あるいは見逃してしまうということも起こっております。

そこで、法的知識を有する弁護士さんとチームを組み、高齢者が抱える問題を総合的に解決する必要があるというふうに考えておりました。もし弁護士さんとともに早期に介入する

ことができれば、高齢者が抱える法的問題が深刻になる前に法的問題の芽を摘んでしまうことができ、予防的効果もあると考え、協働連携を始めることにいたしました。

新宿区では、平成25年9月の中旬から約3か月間、法テラス東京と試行期間ということでは2名の弁護士さんの協力を受け、福祉側の人間と弁護士さんがチームを組んで実際に高齢者のお宅に伺って訪問相談を行ったり、具体的事例を持ち寄って解決に向けた検討課題について弁護士さんから助言をもらったりしました。試行開始前は毎日法律相談があるわけではないので、実はどれぐらいの件数が上がってくるだろう、あるいは相談が必要な事例が出るのだろうかというような一抹の不安もありましたが、相当多くの法律問題が浮かび上がってきました。ちょっと統計は採っていないので、実際に数字でお答えすることはできないのですが、当初私どもが感じた件数よりも相当数多くございました。

これは試行期間の相談実績をまとめたものです。法テラス東京の弁護士とチームを組んで行った相談件数は約3か月の間に88件、その中から浮かび上がってきた法律問題は実に160件を超えていました。実数としては63人の高齢者の方に関わったんですが、お一人の方が複数の問題を抱えている等の事情がありましたので、相談件数と相談内容の件数は一致しておりません。私たちが関わっていた高齢者が抱える問題の奥にこれほど多くの弁護士さんが関わる法的な問題が潜んでいたというのは、正直なところ、ちょっと想定外というか意外な結果でした。

法テラス東京と協働連携する以前であれば、高齢者が抱える法的問題を抱えていることに気付いて、高齢者に対して弁護士に相談するよう助言しても、実際にはなかなか高齢者は自分からは相談に行きませんし、私たちが法的問題を弁護士さんにつなげようと高齢者と弁護士さんの間を行ったり来たりしているうちに事態がどんどん深刻化していているというのが実態だっただろうと考えております。

今回、弁護士さんとチームを組んで一緒に出向いて行って、高齢者の相談を受けるなど協働連携を図ると、福祉的支援と法的課題の解決が両側面から迅速的・一体的な対応が可能というふうになり、これは効果があるということで、新宿区では平成26年1月から本格的な法テラス東京さんとの協働連携の協定を結ぶに至りました。

続いて、高齢者に対する法的支援を行うに当たり、求められている機能について意見を述べさせていただきます。

法テラス東京の弁護士さんのように積極的に現場に出向き、関係機関と連携して支援を展開していく弁護士象というのは、我々にとってみますと、ここまでしてくれるのかというのが実感でございました。福祉の側ですと、成年後見制度ができて初めて家庭裁判所にびくびくしながら行ったのを覚えておりますし、弁護士さんも何か相談するのは非常に敷居の高さを感じておりました。そういったイメージが、がらっと変わるに至りました。

今回、このような新しい弁護士象が高齢者に対する支援の現場では更に求められているというふうに考えております。我々が行っている高齢者に対する権利擁護事業の中で発覚している問題には、先ほど申し上げましたように法的問題が多々含まれております。例えば高齢者の方の認知力が下がっているために成年後見人を必要とされる方もおられますし、高齢者など社会的弱者は悪質商法のターゲットになりがちです。また、認知力が低下していることに乗じて、第三者や親族が高齢者等の財産を食い物にしてしまっているというような経済的虐待事案も後を絶ちません。こういった事案の場合、弁護士による法的支援が必要とされる

のですが、高齢者は体が不自由あるいは認知力が低下しているといった事情から、自ら弁護士の事務所に出向くことはもちろん、そもそも自分がそういった法的支援を必要としているという認識すらない場合もございます。

それでは、こういった特徴のある高齢者に対する法的支援はどうあるべきなのか、それが正に法テラスと協働連携の中で感じたことであり、今後の高齢者支援の在り方の一つのモデルになっていくというふうに思っております。

法テラスと連携する側の立場から見て必要と感じた機能は、4つです。まず、ワンストップ機能です。高齢者の場合、身体的あるいは認知力の低下から、自ら法的支援を求めることを期待するのが困難な方々です。そのような方々が抱える法的問題が深刻化しないうちに早期解決に導くには、福祉と司法が連携してたらい回しにしない相談体制作りをする必要があると思います。

次に、アウトリーチ機能と即応性です。高齢者は身体的あるいは認知力の点から司法へのアクセスが困難な方々ですから、弁護士が事務所で相談に来るのを待つのではなく、法テラスのようにアウトリーチ、すなわち自分から出向いて行って相談を受け、その場で対応するという現場重視の迅速な支援体制も必要になると思います。

さらに、伴走機能と随時性です。伴走機能というのはちょっと分かりにくい感じですが、マラソンや何かで視力障害者に一緒について伴走しているような、そんなイメージを思い浮かべていただければよろしいかと思います。高齢者が抱える問題の中には、幾つもの法的問題が複雑に絡み合っていて、随時対処すべき問題が生じることが多々ございます。高齢者の方々の長期的な生活の安定を目指した支援体制が確立するまで、言わば伴走者のような形でその方に寄り添い、随時適切な対応をする必要があるというふうに思っております。

最後に、ファミリーソーシャルワーク機能です。これも少し聞き慣れない言葉かもしれませんが、家族に対する社会的支援と申しますか、そういった意味合いでございます。高齢者の中には、その家族にも法的問題を含めた問題を抱えている場合が多々ございます。高齢者自身の問題を解決しても、その家族の問題を抱え込んだままでは根本的な解決に至らない場合があります。そういった意味から、福祉と司法が連携して高齢者を取り巻く家族を含めた支援体制を作ることがファミリーソーシャルワークというふうに考えておまして、今後大きな課題になるものというふうに感じております。

それでは、実際に協働の中で行った事例を一つ、二つ御紹介したいと思います。

一つ目の事例です。この事例は、御本人は、単身で80代の女性で要介護2の方です。共同住宅の大家さんです。入居者の中にルールを守らない方がおり、出て行ってほしいんだというようなことを再三高齢者総合相談センターに相談しておりました。一方、この方は古い時代の話なんだと思いますが、ほとんど口約束で入居者との契約書がなかったり、更新や入居期限の取り決めがない、ルールが明文化されていないということがございました。

私たちは、この女性が抱えている問題を解決するには、弁護士さんに相談したほうがいいとは思いましたが、法的にどのような課題があるのかまでは説明ができませんでした。そのため、女性もこれが弁護士さんに相談するほどのことなのかということがよく分からず、私たちが弁護士さんに相談してみてもどうかと勧めても、なかなか相談に行こうとしませんでした。

そこで、法テラスの弁護士さんと私たちが一緒にこの女性のもとに出向いて行って、弁護

士さん自身からどのような法的課題があるのか、弁護士さんに依頼したらどうなるのか、また、その費用はどのくらいかなどを説明してもらいました。女性は弁護士さんから直接説明を受けて安心したと思います。その場で弁護士さんに依頼する決心をされておりました。このような弁護士さんとの連携がなければ、これほど迅速な解決は難しかったでしょうし、事態はもっと深刻化してしまって、弁護士さんが介入するときには既に手後れになっていたというようなこともあり得た事例でした。ワンストップ機能とアウトリーチの必要性を感じた事例でもございました。この方ですが、まだ弁護士さんと委任契約は結んでおりません。近々結ぶ予定にしているというような報告を受けてございます。

事例の2番目でございます。この女性は認知症が認められる上に、様々な法的問題を抱えていましたので、このまま放置すれば家族もろとも路頭に迷うおそれがあるような事例でございました。本人は80代の認知症がある女性で、息子と孫娘の3人世帯でございます。本人所有の不動産は借金の担保で差し押さえられていました。また、公租公課税等の負債もありました。

そこですぐに弁護士さんに入ってもらい、後見人の申し立てをして、自宅を任意売却し、借金を整理するなどの処理を行いました。一方、家族問題も抱えていましたので、関係機関との調整も並行して行っておりました。

その結果、80代の認知症のお母さんは現在特養ホームに入所しております。その後、親族に関わっていただけるようになり、息子さんは、家族問題で疲弊していたことが分かり、お母様が特養ホームに入所したのと同時に、息子さんと孫娘さんは、同居して生活をされております。非常に介入してよかったなというケースでございます。

このように高齢者に対する支援については、福祉と司法が密接に連携して、こちらから手を差し伸べ、総合的に問題を解決する必要があると思っております。このような取組により、高齢者の抱える問題が深刻化する前に早期介入、早期解決を行うことが可能となります。これは高齢者の利益にもなりますし、我々行政の側としても利益があるというふうに考えております。

例えば二つ目の事例について、居住用の不動産を任意売却して借金を整理したというお話をしましたが、これがもし放置されていた場合に、任意売却もできないまでに事態が深刻になってしまっていたとしたら、恐らくこの女性は公的な保護を受けて生活をしていかなければならなかったと思います。そうなれば行政のほうの支出も当然増える結果になっていたというふうに考えられます。また、女性の症状が重症化してしまっていたら、かなりの医療費も発生していたというふうに考えられます。さらに、家族関係が断ち切られてしまっていたら、家族の協力が得られず、行政がどうにかせざるを得ないという状況になっていたかもしれません。そうなる前に問題を解決できたことは、この女性にとってよかったことはもちろん、厳しい財政状況の中で生活保護費などの支出を抑えることができたという点でも行政にとっても有益だったというふうに考えております。

また、これは高齢者に対する支援とは直接関係はないのですが、弁護士の先生方とともに仕事をすることができ、こういう場合にこういった問題があるのだと今まで気付かなかった視点を教えられることも間々ございます。意識改革のきっかけにもなりましたし、庁内の連携にも大いに役立ちました。このように福祉の担当者が成長していくこともまた高齢者のためになることだというふうに感じております。

法テラス東京と連携して高齢者支援をしていくことは非常に有意義だと感じており、全国に広く浸透していくことを期待しております。

御清聴ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいま3人の方々から取組の内容についての説明を頂きましたが、その内容に関しまして、委員の皆様方から御質問、御意見などがございましたらお願いいたします。どうぞどなたからでも自由に御発言ください。

○阿部委員 私も新宿に関わっております、消費生活センターにあります。それで、ある程度理解していたつもりだったんですが、ここまでやっていっちゃるとは本当に私どもの情報収集力のなさだと思ひまして、私どもも実は週1回、弁護士の先生に消費生活センターに直接来ていただいて、それで、敷居が非常に高い、「弁護士さんがいらっしゃいますよ」と言う、「幾ら掛かるんですか」と必ずお聞きになるんですね。無料ですと。その後、先生とコミュニケーションができた後に料金的なところが発生しても、全く皆さん違和感がないということがありまして、本当にこういう形で、私ども区のほうでやっているというのを聞きまして、とてもうれしく思います。

それから、先ほどからも連携と協働という言葉が非常に出ていたものですから、とても大切なこと、それからもう一つ、このお話を聞いて弁護士さんに対するイメージがちょっと私は変わりました、本当に肉体労働なのではないかというふうに、もちろん頭脳労働もあるんですが、プラス肉体労働なんだなというのを非常に感じました。

それで、私は一つ消費生活センターにいて非常に思うことなんですけれども、行政と、それからソーシャルワーカーさんとか、それから弁護士さんだけの連携ではもう無理です、正直。その入口まで来るときにどういうことが必要かという、もう私たち全員、国民全体の気付きと、それこそ通報とかそういう形での情報提供なんですよね。ということは国民の皆さんにモチベーションを上げていただいて、みんなでおせっかいをしましょうと。連携をしていきましょうと、そういうモチベーションの上げ方を啓発していくということが非常に大事になってくるのではないかと感じておりますので、私はやはりそういう意味では、消費生活センターが核になってそういう啓発をしていく仕事を担っていかなければいけないのではないかなというふうなことで、非常に弁護士の皆様方がこんな形でもう動いてくださっているというので本当に私は今日ここに座らせていただいて、もう感謝の一言でございます。ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ、ほかの方で御発言ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 私もかねてから司法ソーシャルワークあるいは関係機関との連携活動のお話を伺っていて、大変重要な活動と思っておりました。今日3人の方からお話を伺って、そういう思いを新たにいたしました。

取りあえず質問ということでございます。まず太田先生と水島先生に、お2人の先生がなさっておられる活動は非常に先駆的で、パイロット的な活動だと思います。その間いろいろな御苦労があったとも拝察いたします。その際、お二人の先生がスタッフ弁護士であったことがどのようなメリットがあったのか、あるいは逆に仮にデメリットがあったとすると、どういったことがあるのか。これは私、かねてより、スタッフ弁護士の役割としてパイロット的な試みを行い、弁護士業務の新たな領域を開拓していくことが非常に重要な任務なのでは

ないかと思っておりますので、その点について教えていただければというのが第一の質問でございます。

それから、逆に自治体の立場から永由さんにお伺いをいたしますが、自治体のお立場から見たときに、一般の開業弁護士と、スタッフ弁護士あるいは公設弁護士事務所との間に何か違いがあるのか、あるいはないのか、その点について御感想を伺えればと思います。同じことを、弁護士と自治体両方のお立場からお聞きするという形になるかもしれません。よろしく願いいたします。

○伊藤座長 それでは、まず太田さんからお願いいたします。

○太田弁護士 メリットとしては、やはり見え方の違いというのがあるんだと思います。要は行政の機関の方々から見たとき、あと福祉関係機関の方から見たときに「こんな些細なことでも聞いて大丈夫かな」というのが多分あると思うんですね。そういったときにスタッフ弁護士、公金を頂いて活動している弁護士ですというのであれば、内線かけるような感覚で気軽に聞いていただけるというところがあるのかなというふうには思っています。

逆に言うと、我々としてもよりちゅうちょなく内線かける感覚で声をかけてもらうように努力はしているつもりでいます。

○伊藤座長 逆に太田さん、スタッフ弁護士であるがゆえの制約とございますか、そちらのほうは何かお気づきになったことはありますか。

○太田弁護士 その辺難しいんですけども、例えばいきなりうちの事務所を拠点にしてNPO法人を立ち上げるとか、そういうのは公的な機関ですから、なかなか難しいと。その辺は逆に言うと、日弁連の各委員会の先生方がいろいろな活動を頑張っておられるところがあるので、そういった所とうまく連携をして、日弁連の先生方にやっていただくとか、あると思います。通常の弁護士がやるべき採算性のとれる事件などであれば、基本的には弁護士会のしかるべき高齢者・障害者向けの枠組みとか、そういった所をお願いして、日弁連の先生方、弁護士会の先生方に大体事件はやっていただいていると、そんな現状だったりします。

○伊藤座長 それでは、水島さん、お願いします。

○水島弁護士 まず、スタッフ弁護士で良かったところは、給料制ということでした。いわゆるプロジェクトチームの活動は完全に無給です。関係者の人が任意に集まって、その地域課題を掘り起こしていくという活動ですので、当初は全く予算がないです。その中で、手弁当でもやっていくというのは、もちろんこれまでも先輩弁護士の中にはやっておられた方もいらっしゃるわけですが、なかなか難しいという方も多し。その中で給料が保障されて、ある意味ではとことん取り組むというところは、スタッフ弁護士としては非常に有り難いというふう感じたところです。

一方で、スタッフ弁護士としての苦労というか限界みたいなところも感じます。このような活動はスタッフ弁護士の活動としてどこまで可能なのかという常に悩みがあります。佐渡の取組みを超えて、新潟県全体の取組みになっていくと、当然一人でできる話ではないということになりますので、新潟県の取組みに関しては弁護士会の有志の先生方、高齢者・障害者委員会や人権委員会の先生方とも一緒にやっていくわけです。ただ、弁護士会の委員会活動に参加することがどこまで許されるのかなど、若干悩みながら動いてきた経緯はございます。

○伊藤座長 では、永由さん、自治体の担当の立場からして、スタッフ弁護士とそれ以外の弁

護士さんの見え方の違いといいますか、そういったことについて何か御意見ございましたらお願いいたします。

○永由課長補佐 自治体の側から言いますと、法テラスの弁護士の方は比較的御案内しやすいとか、相談しやすいとか、そういうことは感じます。また、高齢者の方に法的な問題があったときに、真っ先に特定の弁護士事務所の先生という形でストレートにはご紹介できません。そういう意味でも法テラスさんですと、御相談しやすいということは感じております。

ただ、顔と顔のみえる関係がどれぐらいできるかによって、成年後見で区長申立ての際関わっていただいた法律事務所の弁護士さんですと、その後、それをきっかけに関係が持てて連携できるということもございますので、一方では、そういう顔と顔の見える関係をどういうふうに自治体と弁護士さんたちが作っていくのかということにもなるかと思えます。

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、ほかに。

○平川委員 ありがとうございます。DV被害者支援をしてきました民間シェルターでは、ソーシャルワーカーというよりアドボケーターと言っておりまして、開設当初から被害者の方の自立支援、それから、法的な回復の支援、保護命令を申し立てるとか、それから調停から始まって離婚裁判に至る場合などに、まず弁護士さんの所に被害者と共に私たちスタッフが出向いて、あるいは法廷に出向くというような同行支援をやってきたものなのですが、実はちょっと個人的なことを申し上げますと、水島弁護士にも受任いただいていますので、その時に、私たちの大発見とか、わあ、すごいというふうに思ったことと感想を申し上げたいと思います。実は水島弁護士には、未だ受任の段階には至っていませんでしたが、出向いていただきました。今まで私どもは弁護士事務所に出向いて行って、そこでこんなふうな、あんなふうなとか、あるいは被害者の方がなかなかDV被害の影響もあり物語がなかなか作れなかったり、語るができないことが多く、時系列がもう本当にめちゃくちゃになっていきますので、弁護士さんに聞いていただくのは本当に申し訳ないというような思いもあって、私たちが時系列にまとめて紹介状を書いたり、文書を作成したりしています。こうした作業も含めた支援のことを「アドボカシー」と言っていますが、ところが水島弁護士が来てくださったので、全く反対の事態が起きて、びっくりしました。また私たちのエネルギーが軽減されました。こうした事態が全国に広がることを私たちは願いました。

ただ、ここからが質問ですが、先ほど太田弁護士も水島弁護士もこれが一般の開業の弁護士さんにも広がっていけばいいというふうにおっしゃっていたようにお聞きしたのですが、その可能性というのはどの程度あるのでしょうか。あるいは既にもうお二人がスタッフ弁護士として、開業弁護士、東京都内だけでもいいんですが、開業弁護士の方たちと連携やネットワーク会議などと呼んだりとか、そういうことの試みが既になされているのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思いました。

○伊藤座長 それでは、ただいま御質問のあったスタッフ弁護士とそれ以外の弁護士あるいは法律事務所との言わば連携の問題について、これはまず太田さんから御発言いただきましょうか。

○太田弁護士 こういった活動自体は、尊敬するような弁護士会の先輩方で、昔からやられている方を何人も知ってはいるんです。けれども、福祉関係者ですら全然気がついていない地域でひっそり暮らされていて、実は権利擁護の問題を抱えているという方の所にどうやって

福祉関係の方々が出張っていくかというのはこれからの課題だと思っています。そういったところまで弁護士と一緒にやっていくには、ちょっとマンパワー的にはもう全然足りないだろうというのが実感です。

そんな中、いわゆるジュディケアとって、スタッフ弁護士ではない一般の弁護士の先生方とどう連携を構築していくかみたいな試行錯誤はしている段階にあります。例えば新宿区と一緒にやっている案件なんかでも、当然うちの事務所が受けるべき案件は一般の弁護士でも難しそうだなというものです。そうでない案件であればジュディケアの先生にお願いしているんです。どうしているかというと、高齢者・障害者委員会に相談することもあるし、高齢者・障害者委員会で持っている配点の仕組みがあるので、そこをお願いすることもあるし、あと、それも難しそうということになれば、一本釣りみたいな恰好でよく顔が見えていて、この手の案件をいろいろ頑張ってもらってくださりそうな先生の所につないだり、そんな恰好でやっているのが現状です。

逆に言うと、余りシステム化はされていないというのが現状です。それをどう組織として機能できるようにするかとか、あと、これがもうちょっと広がっていったときに多分今のやり方ではどこかで限界が来ると思っているので、そういったときにどんなうまいつながり方ができるのかというのがこれからの課題だというふうに思っています。

○伊藤座長 水島さん、いかがですか。

○水島弁護士 ちょうど継続中の個別連携ケースを御紹介いただきまして、ありがとうございます。私はケース会議に出ることは当たり前だと思っているので、むしろ受任する前の段階からでも必要があればどんどん参加して、時系列をまとめるところからみんなと一緒に始めていくというのがある意味、佐渡でも当たり前でしたし、東京でもそのようにやっているだけです。

ただ、この活動がスタッフ弁護士から一般の弁護士にもどんどん普及していけるかどうかという、おそらく何個かのステップがあるのかなと感じています。まず、最初の段階としては、その活動がスタッフ弁護士の活動としてどこまで許容されるのかを吟味する段階です。言い換えれば、活動の限界がどこにあるのかを見極めるということです。この部分をきちんと整理しないと、そもそもスタッフ弁護士がそのように関わっているのか、自費で関わることになるのかななどの問題が発生してきます。

次に、この活動がスタッフ弁護士としての活動として許容された場合、今度は、スタッフ弁護士が組織的にやっていくことによって潜在的な需要を掘り起こす段階です。例えば、ケース会議等に出席することで、いろいろな形で弁護士が役立っているという皆さんの声がどんどん広がっていく、ニーズがどんどん増えていくという話になっていけば、これは当然スタッフ弁護士だけでは対応できない状態になりますので、弁護士会の委員の皆さんにも御協力をいただいて、継続可能なシステムづくりを行っていく必要があります。少なくとも、その2段階の過程を経る必要があるのではないかなというふうに思っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。ほかに何か御発言ございますか。

○和田委員 お三方から非常に有益なお話を伺わせていただいて、実際に現場の最前線で大変な御苦勞をされているということ伺いまして、こんなに努力していただいているんだなということを感じながら伺った次第です。

お話を伺っていて共通して皆さんから御指摘があったのは、やはりそれぞれの専門の立場、

立場からその専門性をいかし、連携しながら物事に当たっているということでした。やはり、高齢者の方にしろ、障害者の方にしろ、あるいはDVの被害者の方にしろ、それぞれの抱えるいろいろな複雑な問題を解きほぐしていくためには、いろいろな立場の方からそれぞれの専門性をいかして連携して当たっていくということが大事だということは、今日のお話を伺ってよく分かりました。一方で、様々な連携をされている中で、それぞれの限界を感じておられて、法テラスのスタッフ弁護士がここまでやっていいのかなとか、あるいは後見についてもこんなに案件を抱えたら、いずれパンクするのではないか、などの御指摘があって、いずれも現実の問題としてよく理解できました。

それを踏まえて、これは皆さんに御質問というより、事務局にお願いということになるのかもしれないのですが、皆さんがされている作業の中で、スタッフ弁護士としてどこまでできるかという限界あるいはその業務はどこまでが法テラスができることで、どこからが、地方の自治体の問題なのか、あるいは別の社会福祉の専門の方をお願いする問題なのか、という線引きがよく理解できないと、ここの検討会の場でどういうスタンスで議論をしていけばよいかという前提が私のような素人にはよく分からないということがあります。お話を伺っていると、いずれも支援の必要性がすごく感じられたので、それもやったらいいのではないかと、あれもやったらいいのではないかと、膨らんでいく方向で議論が進んでいくのだと思うのですが、恐らく法テラスとしての予算の問題もあるでしょうし、先ほど新宿区さんも一般財源を投入して支援をしておっしゃっていましたが、結局その一般財源の余裕がある新宿区さんだからできたことでも、他の自治体だったらどうなんだろうとか、様々な複合的な限界というものがあるのかなと思いました。今後この検討会で議論していくに当たって、今日お話しいただいた中でも幾つか指摘は既にあったんだと思うんですけども、法テラスとしてできることの限界あるいはスタッフ弁護士の方の位置付けも含めて、どこまでがスタッフ弁護士の方ができることなのか、一度整理する機会を頂けたらなということ、感想で恐縮ですが申し上げさせていただきました。

○伊藤座長 ただいまの和田委員の御発言、この検討会自身の今後の進め方の問題に密接に関係すると思いますので、ただいまの御発言の趣旨を私ももちろんですが、事務局でも受け止めてもらって、それをどういう形でこの検討会の会議の俎上にのせたらいいのか、それを考えさせていただきます。

○田島委員 私はいつも精神科の医師としてアクトというプログラムをやっているんですけども、そこは、そのプログラムは訪問診療をメインにするというところで、地域で孤立している人の所に支援を届けるということをやっているんで、非常に分野は違いますけれども、一緒に戦う仲間がこんなにいるんだということすごく個人的に勇気付けられたなということが1点ありました。

それから、御質問なんですけれども、精神疾患を抱える方あるいは認知症の方にとっては、医療と福祉は交わっている部分がかかなり多くて、切り離せないものだと思っているんですけども、残念ながら今の御説明の所には病院関係、医療関係のことが全く出てこなくて、一応病院にもPSWとかMSWと言われるソーシャルワークを専門にする方は一応配置されているはずなんですけれども、そういう方々との接点とかそういったものはたまたま出てこなかっただけなのか、それともちょっと比較的少ないのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○伊藤座長 これはお三方で適宜御発言いただけますか。

○太田弁護士 もちろん医療関係、PSWの方々とも一緒にお仕事をさせていただいたりしています。ただ、病院の医療連携室とかあいったところからいらっしゃるPSWの方だと、専ら退院支援の場面で出てきて、退院された後はどうなるかというところからは結構関係が切れてしまうことが多かったです、そんなのでケースとしては多くないのかもしれないです。最近ちょっと調べたところによると、例えばアメリカなんかでは、精神科に限らず例えば呼吸器疾患があるというところからひよっとするとお子さんに貧困の問題があるのではないとか、家族の中にやはり法的問題があるのではないかというところを拾って、病院からまた弁護士の所につなぐということをやっているようなんですね。

そういったところをちょっと見習って、是非福祉だけではなくて医療関係の方々とも一緒に仕事をしていかなければいけない、ということ最近とみに考えているところでもあります。

○水島弁護士 確かに先ほどのケースでは医療関係の方はあまり出てこなかったんですが、例えば病院相談員の方はPSWの人ですね。ケース会議で本当によくお世話になってますというぐらいそういった方も関わっています。PSW、いわゆる精神保健福祉士の方だけではなく、割と地区担当の保健師さんにも見守り支援や健康チェックなどをさせていただき、どういふふうに支援の輪を構築していくかという点で関わっています。ちょっと変わったこととして、多数の関係者が関わるケース会議をうまく運用していけるように、いろいろな関係機関の方にとって見やすい情報シートを作ろうという機会がありました。その中で認知症かかり付け医の先生にも参与していただいて、CDRという認知症の判断スケールを取り組んでみたりとか、そういった部分でお医者さんと関わったりもします。

○永由課長補佐 高齢者総合相談センターや高齢者福祉課は、どちらかという医療の関係者の方と連携するのは、もう相当古くからの関わりの中でやっております。新しく連携していただく方として、法律の専門家の方との関わりもできたんだという印象を持っておりまして、特に田島先生のおっしゃるように連携できる関係者は本当に欲しいんですね。

福祉のほうで御家族どなたかが精神疾患をお持ちの方の場合、アプローチが困難なときがあります。そのようなとき、精神科のドクターと一緒に訪問していただけたら、どんなに有り難いかと思うのは日頃感じておりまして、病院関係ですと、新宿の場合、たまたま大病院が多数ありますので、そのMSWあるいは主治医の先生方との交流は定期的に行っています。特に退院支援では、病院でできることと、お家でできることは明らかに差があったり、環境上違いがあるということが福祉と医療の話合いの中で、病院関係者の方にもかなり分かっていたりということなので、そういう意味では連携のパートナーとしては一番古くから関わっていただいているのが医療関係者の方だということ、そういう認識を持っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、御発言や御質問まだあるかと思いますが、残りの時間が少なくなってまいりましたので、先ほどこの検討会で検討すべき主要な事項については、私のほうから委員各位の御了解を得ましたが、本日初回でもございますので、先ほど和田委員からも関連する御発言がございましたが、今後の会議の進め方あるいは検討についての視点でございますとか、そういった方向からの御発言を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○細田委員 今日、三者の方の御報告等々をお聞きしておりました。当初概括的にこういう形

で検討してみてもはということで私も賛同させていただきましたけれども、よりもっと具体的なものにしていって、議論を深めていかないと活発なものにはならないのではないかという思いがいたします。

先ほど太田弁護士も言われまして、私どももふだんから仕事をしている上で一番大事なことは、いかに相談の窓口として私どもが認知されるかということだと思います。一般的に見ますと、どうしても多くの市民のうちのある程度の階級といいますか、言葉として適切かどうか分かりませんが、一定の層以上の人しか来ない。ほかの方は自分の相談が太田弁護士が先ほど言われましたように、法律問題なのか何なのかという意識がありません。ただ単に悩みなんです。その悩みを相談に行く場所がないということだと思います。

先ほど3名の方から御報告を聞きますと、3名の方がいろいろな行政の方とか社会福祉関係の方等から情報を得て、そこから相談に入っているということなんです。そういうものをいかにうまくつないでいくか、司法アクセスをどうするかというのが一番大きな問題なんだろうと思います。司法アクセスのためには法律相談の在り方あるいは法テラスの中で法律相談をどのように取り扱っていくのかというのが一つのテーマだと思います。更に、下手に法律相談と言ってしまうので相談が持ち込まれない、現在東日本大震災関連の何でも相談というよろず相談というのをしていますが、そこに持ち込まれるのは、ほとんどいわゆる法律相談という状況ですから、そこを一つのテーマにしていただければいいかなというように思います。

特に高齢者・障害者の方は、どうしてもアクセスができないということになりますと、基本的に行政の方等々のお力を借りているわけでありまして。それについて現在の総合法律支援法では法律扶助等々は何もないということになっておりますから、いわゆる民事裁判等の手続だけで法律扶助がいいのか、もう少し幅広い意味での法律扶助というのも考えてみていいのではないかというように思っておりますので、そういうものもテーマに入れていただければ有り難く思っています。

○伊藤座長 分かりました。ただいま細田委員からの御指摘がございましたが、高齢者・障害者に対する適切な法的支援、また、冒頭御承認いただきました大規模災害の被災者に対する法的支援、ADR利用者に対する法的支援、DV・ストーカーの被害者に対する法的支援等についての検討を進める際の検討の視点等に関しまして、何か御指摘ございましたらお願いいたします。

○淵上委員 日弁連の高齢者・障害者委員会、そして、それをバージョンアップした形の高齢社会対策本部が様々な電話相談とか出張相談とか、そういう窓口を作って活動しているのですが、それがどこまでできて、これからどういう課題を解決していかなければいけないか、それは法テラスの様々な機能と連携をしながら日弁連がやっている活動も発展させていかなければいけないという発想がございます。

そういう意味で、今何ができて、そして、これから何をしなければいけないかという部分の私どもの課題もありますので、是非そういうところを先駆的に取り組んでいる弁護士がおりますので、その人の話を聞いていただくなどしていただければ有り難いかなというふうに思っております。

○伊藤座長 分かりました。

○田邊委員 特に今日は高齢者・障害者の関係でお話を頂いて、太田さん、水島さんのお話を

伺っても、現在の法律扶助の対象が、法的な問題に限られているというのが現状であります。高齢者の問題についてお聞きすると、いわゆる法的な問題以外の所、行政との連携であるとかケース会議の出席などが特にそういうことかもしれないけれども、その外延をどこまで扶助として広げていけるのかというところが一つ重要な課題かなと思っていますので、その点も御検討いただければと考えています。

○伊藤座長 分かりました。

○佐藤委員 只今の細田委員、淵上委員、田邊委員のお話と関連して、研究者の立場から申し上げます。私は法社会学という分野を専門にしている、司法アクセスについてもいくつかの実態調査を行っています。その中で最近、改めて、二つのことが重要だと思ようになりました。

一つは、法的ニーズというのは顕在化しにくい独特の性質を持っているのではないかと思います。例えば医療ニーズですと、身体の調子が悪ければ病院に行かなければいけないとはっきり分かるわけですが、法的ニーズの場合は、自分が抱えている問題が法的な資源を利用することによって解決できる問題なのかどうかということ自体に気付くのが大変難しい、そういう意味では顕在化しにくい性質がある。逆に言うと、法的ニーズは潜在化しがちな性質を持っているのではないかと思います。

従来の司法アクセスをめぐる議論は、もうすでに顕在化したニーズにどう応えるかという視点、当事者自身が法的な問題を抱えていることに自覚的で自ら法律相談を受けようとする人に対してどう応えるかという視点を中心だと思っていますが、むしろ法的ニーズは潜在しがちだということを前提に、それをどう掘り起こすか、可視化・顕在化するか、そういう政策的な仕掛けが重要だということ、これが第1点でございます。

もう1点は、法律問題というのは必ずしも常に単一争点ではないことです。今日もいろいろなお話の中に出てきましたが、むしろ複合的で多様な問題が同時に発生するあるいは継起的に時間を置いて次々と発生する事態がしばしば見られます。そういったしますと、司法アクセスの問題を考えるとときには、総合的な解決、ホリスティックな解決ということが重要であり、そのためにこそ様々な関係機関の連携が重要だと思います。

今申し上げた二つの課題が特に顕著に現れるのが高齢者・障害者であろうと思いますので、まずはそこにターゲットを絞って問題を考えていくことは大変有益であろうと思います。法的ニーズを顕在化させる仕掛け、それから、法的な問題を含めてその人が抱える生活全体の問題の総合的・全体的な解決、この点を意識して議論を進めていく必要があると改めて感じた次第です。

○伊藤座長 ありがとうございます。ほかに御発言ございますか。

○田島委員 高齢者・障害者の分野についてですけれども、南高愛隣会では罪に問われた高齢者・障害者に対して、福祉的な観点から支援を実際に行っております。軽度な罪を繰り返す障害者の方は、そういう方の生活環境をきちっと調整してあげることが非常に再犯防止に効果があるということも分かってまいりました。この生活調整の中には、我々福祉のサービスを提供する意味が分からない、弁護士さんが担当すべきような多重債務とかそういった問題もたくさん抱えておられて、高齢者・障害者の支援を考えるときに是非そういった視点も重要であるということも含めて御議論いただきたいと思います。

もう1点、司法と福祉の連携というのは、非常に今日の御発表の中でも重要ということとは

再認識したんですけれども、その連携の前提となるような、まずは連携をしていただく弁護士さんが福祉分野のことを御存じない、当然専門が違いますので、医療とか福祉とかというところの理解とか知識が十分にあられる弁護士さんばかりではないと思いますので、そういう弁護士さんたちに対する教育とか体制整備とか、そういったものについての議論も必要なのではないかというふうに考えます。

○伊藤座長 分かりました。

○和田委員 度々の発言で申し訳ありません。少し違う視点の話になってしまうのですが、よろしいでしょうか。

本日、障害者の方、高齢者の方の抱える問題を前提に、そういう方々の司法アクセスを支援するというお話が多かったのですが、実は経済界では、広い意味の司法アクセスとして、外国の方向けあるいは外国事業者向けのニーズもございます。具体的には、日本の法令の外国語への翻訳作業というものがありますが、この作業が我々のニーズからすると非常に遅れております。現在は各省庁がそれぞれ所管する法律を外国語に翻訳する作業をしているのですが、どんどん新しい法律ができて、新しい制度が入ったりしているのですが、それが外国語になるまでにタイムラグがあるため、様々な面でアクセスの問題が出てきているのではないかと、ということが少なくとも経済界の中では問題として指摘されております。

こうした法令の外国語翻訳ということが、広い意味で司法アクセスを良くしていくという議論の俎上に載るのであれば、今回の検討会では法的援助のお話を中心でしたけれども、例えば法テラスの受託業務の中で、法テラスの様々な能力を有効に活用することが法律の範囲内でできるのであれば、検討していただけたらなと思ひまして、今日のお話とは少し離れますが、一つの視点として御検討いただければと思っております。

○伊藤座長 センターの受託業務に関する貴重な御指摘と存じます。

○阿部委員 1点だけ。今年度といたしますか、昨年度の振り込め詐欺の被害額というのが48億9,000万という史上最高なんですね。それで、私ども消費生活センターなんですけど、被害者の方の金額を見ると、つい先日3,800万です、1人で。金融商品の被害額なんですけど、なぜそういう状況になるかといいますと、やはり高齢者の方はお金を持っていらっしゃるんですよ。データを見ますと、1,500兆円、1,400兆円という預貯金が日本人は世界1位なんですけれども、その中の60歳以上の74%がその1,400兆円、1,500兆円の中の保有者なんですね。そうすると、経済的援助ということで丸抱えをするかというところの視点が出てくると思うんですけれども、やはり高齢者の方で、障害者もそうかもしれないですけど、お金持ちの方に対しては、やはりそれなりの費用負担をしていただくというような、そういう視点も必要なのではないかなというふうに思ったので、ここで提案をさせていただきます。そういう論点が必要かなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤座長 貴重な御指摘かと思ひます。

○佐藤委員 時間が少ないかと思ひますので、手短かに2点だけ申し上げたいと思ひます。

先ほど高齢者・障害者の方の問題について発言をいたしましたけれども、同種の問題はやはり被災者の法的支援の問題についても言えるのではないかと思ひます。災害の結果生活の基盤がいわば根こそぎに奪われて、多様な問題に遭遇している被災者に対する総合的な支援は重要であると思ひます。

関連して、災害の場合には地域全体が非常に大きな被害を受けるという特徴がございます

ので、コミュニティーに対する支援という観点から被災者の法的支援の問題を考えることも重要であろうと思います。被災者・被災地に対する法的支援の枠組みを平時から準備し、将来また起こるかもしれない大災害に備えることは、この検討会の重要な課題の一つと感じております。

もう1点は、先ほど和田委員のほうからもお話のあった受託業務に関連してです。これはやや唐突でございますけれども、法テラスの独自の調査研究機能あるいは調査研究業務ということも議論すべき論点の一つではないかと思っております。近年、政策について議論する場合に、それについてエビデンスがあるのか、十分な事実的根拠があるのかということが益々重視されるようになっております。法テラスは、司法アクセスの非常に広範な領域で活動する組織でございますので、自らの活動領域に関連して調査研究を行い、具体的なエビデンスを集め、それに基づいて政策提言を行うことは、日本の司法政策全般にとっても意義のあることではないかというふうに感じております。

この課題は、今回の検討会のアジェンダに載るのかどうか承知をしておりますが、この機会に一言申し上げたいと思います。

○伊藤座長 被災者に対する法的支援の在り方の視点、また、受託業務に関連する調査研究についての検討の視点、大変貴重な御指摘かと思えます。

○平川委員 田島委員のほうから論点をお話いただいたのですが、弁護士さんが福祉についての研修や教育が必要であるということでした。私が関わっているのは命の危険も伴う暴力被害者であったり、最近は性暴力被害の方の総合的な支援も始めたばかりなのですが、やはり弁護士さんが暴力やとりわけ性暴力に関する経験が全くないという方が多いように感じています。そういう意味で、安全についての研修、教育ということはこの検討課題にさせていただけたらと思っております。

○伊藤座長 分かりました。その点も是非この検討会の中で何らかの形で取り上げてまいりたいと思えます。

それでは、他にも御指摘があらうかと思えますし、また、それは事務局から適宜お伺いをするところになるかと思えますが、本日の御意見を踏まえまして、事務局と相談しながら、次回までにより具体的な論点案を私から提示したいと思えます。また、その段階でお諮りいたします。

そこで、時間も参りましたので、本日の第1回検討会はこの程度にさせていただきたいと思えます。特に太田さん、水島さん、永由さん、3人の報告者の方々には厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

事務局から今後の日程等についての説明がございますので、お願いいたします。

○松井参事官 事務局のほうの時間読みが非常に甘くて、大変活発な議論がされたにもかかわらず、少々時間不足の感がございます、大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないようにきちんとした時間設定をさせていただきたいと思えます。

事務局から日程の御案内をいたします。次回の第2回の検討会につきましては、4月15日火曜日、15時から18時、法務省の20階にございます第1会議室という会議室がございます。こちらで開催いたします。この回につきましては、高齢者・障害者に対する法的援助、今日の続きになりますが、これとADR利用者に対する法的援助について御検討いただきたいと考えております。

第3回の検討会は、4月25日金曜日、DV・ストーカー等被害者等に対する法的援助及び受託業務について御検討いただきたいと考えております。この回は、中野坂上にごさいます法テラス本部にて会議を開催する予定でございます。その開催前に委員の皆様のご希望を募り、本部視察を実施することを企画しております。詳細については、後日御案内いたします。

第3回検討会の後、5月7日水曜日に被災地におけるヒアリングを考えております。委員各位のご希望を募った上で、支援センターの被災地出張所を御視察いただき、現地の関係機関等のヒアリングを行う予定です。

第4回検討会は、5月14日水曜日に被災地の御視察・ヒアリングを踏まえ、災害被害者に対する法的援助について御検討いただくとともに、支援センターの常勤弁護士に関して御検討いただきたいと考えております。

第5回検討会は、5月22日木曜日を予定しております。現在、立教大学の濱野亮教授がスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査を実施しているところですが、これの経過報告をこの日に行っていただくことを考えています。

第6回検討会は、6月3日火曜日を予定しております。御検討いただきました内容を踏まえた取りまとめ案を提示させていただく予定です。もとより議論の進展によっては、この辺りの日程の見直しというのはあるかと思えます。

予定どおりに進めばということですが、6月11日又は6月17日頃に第7回検討会を開催いたしまして、当検討会での検討いただいた結果として取りまとめを行いたいと考えているところでございます。

あわせて、本日の議事録の作成について御了解を頂きたいと思えます。議事録につきましては、事務局において原案を作成いたしまして、御出席の委員の皆様にご確認いただいた上で、最後に委員長に全体を御確認いただいてから公表する予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○伊藤座長 ただいま説明を差し上げましたとおり、この検討会、6月中旬までにあと6回ほどの予定がございます。したがって、ほぼ2週間に1回というペースで開催することになりまして、御多忙の皆様には大変御負担をおかけすることになるかと思えますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、他に特段の御発言がございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の有識者検討会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

—了—